

門川町地域福祉総合計画

第4次門川町地域福祉計画

第6次門川町社会福祉協議会地域福祉活動計画



令和8年3月

門川町

社会福祉法人門川町社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定について・・・ 5
- 6 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 7 計画の推進と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 本町を取り巻く状況

- 1 統計から見た状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 アンケートから見る本町の福祉の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第3章 計画の基本方針

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第4章 地域福祉の総合的な展開

- 1 基本目標1誰もが主役のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 2 基本目標2健やかに安心して生活できる体制づくり・・・・・・・・・・ 46
- 3 基本目標3持続可能な地域福祉を
推進するための基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 4 持続可能な社会福祉協議会の地域福祉行動計画・・・・・・・・・・ 75

資料編

- 1 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、住民同士が共に支え合い、行政や社会福祉を支える関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

我が国の福祉サービスは、その時々が高まったニーズに応じ、児童福祉、障がい福祉、高齢者福祉、生活困窮者対策や権利擁護など分野ごとに整備され充実・発展してきました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の急速な進展、ライフスタイルの変化や価値観の多様性などを背景に、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加、核家族化等による家庭機能の低下、人間関係の希薄化に伴う地域の弱体化など、社会的孤立やいわゆる「制度の狭間」といった課題が表面化し、これまでの福祉サービスだけでは、解決が困難となっています。

これからの地域福祉の目標は、すべての住民が地域で安心して生活でき、お互いに支え合える「地域共生社会」を作ることです。制度的なサービスだけでは対応しきれない生活課題を、住民と行政、福祉を支える関係者が協働して互いの強みを生かしながら「地域の力」で解決していくことが大切です。

門川町では、誰もが住み慣れた地域の中で、その人らしく安心していきいきと心豊かに暮らせるよう、地域との関わりの中で支え合い、住民と行政、福祉を支える関係者が「支え手」・「受け手」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる持続可能な地域福祉の実現を目指します。

2 計画策定の背景

加速する人口減少や深刻な少子高齢化社会において、個人の自由やプライバシーが尊重される社会の風潮や、コロナ禍を経て飛躍的に普及したリモート環境など、生活スタイルの大きな変化が地域コミュニティのあり方にも影響を及ぼしており、地域で人と人が互いに支え合っていくことが難しくなっています。一方で、激甚化・頻発化する豪雨災害や南海トラフ巨大地震など、自然災害のリスクは年々高まっており、地域住民で支え合う防災への備えが待ったなしの状況となっています。

そのような中、8050問題、2040年問題、ヤングケアラー、ダブルケアなど、福祉を取り巻く環境はますます複雑多様化しており、支援を必要とする世帯に対して一側面からのアプローチでは課題解決が困難なケースが増えています。

これらの社会状況の変化を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、ともに地域のつながりを育みながら、自分らしく安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、包括的で重層的な支援体制の構築整備が求められています。

第1章 計画の策定にあたって

3 計画策定の趣旨

平成26年に「地域包括ケアシステムの推進」、そして平成30年には「地域共生社会の実現」をキーワードに日本中が大きく動き出しました。以降、直面する高齢化問題に対して、住まい・医療・介護・予防・生活支援にかかるサービスを地域社会全体で包括的に提供するため、地域福祉サービスの連携強化などが進められています。

門川町と門川町社会福祉協議会では、こどもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域でともに支え合い助け合う社会の創造を目指しています。門川町では、地域福祉推進に向けた理念や目標、具体的施策を掲げた統括的な「地域福祉計画」を、そして門川町社会福祉協議会では、多様な組織・団体・個人と相互協力し、地域での福祉活動を具体的に実施するための実践的な「地域福祉活動計画」を策定し、それぞれ門川町における地域福祉の推進を目指しています。

本計画は、それまでの理念を引き継ぎながら、取組の成果を生かすとともに、社会状況の変化により顕在化した新たな課題に対応するため、新たに3つの取組を包含します。複雑化・複合化した課題を抱える世帯を必要な支援につなげ、分野を横断して一体的に取り組むための「重層的支援体制整備の取組」、誰もが尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援のための「成年後見制度の利用促進の取組」、罪を犯した人の円滑な社会復帰を後押しし、安全・安心な地域社会をつくるための「再犯防止推進の取組」を加え、福祉分野の上位計画である地域福祉計画（第4次地域福祉計画）を、地域福祉活動計画（第6次地域福祉活動計画）と一体的に「門川町地域福祉総合計画」として策定することとし、門川町と門川町社会福祉協議会との強固な連携体制によって、持続可能な地域福祉の実現を図ります。

第1章 計画の策定にあたって

4 計画の位置づけ

(1) 【地域福祉計画の位置づけ】

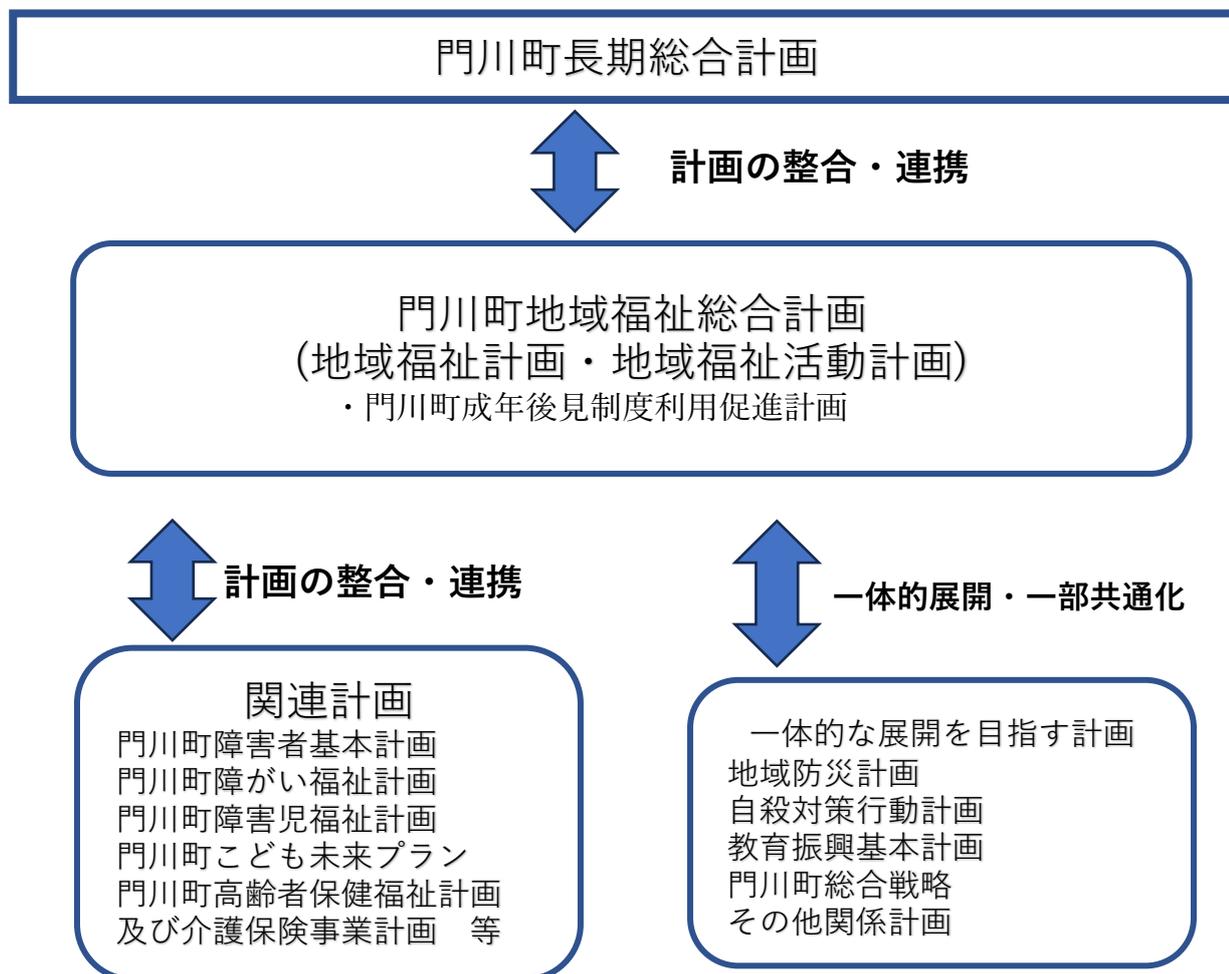
地域福祉計画は、旧地方自治法第2条第4項に規定された市町村構想や市町村基本計画を踏まえ、地域福祉推進の理念や方針を明確にし、かつ地域福祉を付帯的に推進する観点から、福祉分野とそれに関連する様々な計画や施策を総括的・一体的に定める計画で、社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する行政計画です。

地域福祉活動計画は、地域住民や地域で社会福祉活動を行う個人・団体、社会福祉サービス事業者など、地域福祉に関わる人々の相互協力による地域福祉計画の実現と地域福祉推進を目指して、社会福祉協議会が策定する行動計画です。

両計画はともに地域福祉の推進を目指すものであり、基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための活動の在り方を示す地域福祉活動計画との関係は、地域福祉の推進における「車の両輪」といえます。

(2) 【他の計画との関係】

本計画は、門川町長期総合計画を最上位計画とし、同計画で示した政策を具体化する計画として位置づけられます。また、福祉分野における上位計画として、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など、関連する他の福祉計画の基本となる計画として位置づけられます。



第1章 計画の策定にあたって

5 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定について

地域福祉計画は、地域福祉の推進や住民の地域福祉参加を促進させるための理念・仕組みを定める計画であり、庁内の各部署が連携をとりながら計画の推進に取り組んでいます。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画に基づいて策定される行動計画であるため、これらを一体的に策定することで双方の役割が明確になり、「地域福祉総合計画」として効果的に地域福祉の推進を図ることができます。

6 計画の期間

第4次門川町地域福祉計画及び第6次門川町社会福祉協議会地域福祉活動計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化、他の関連計画等との整合性を図るため、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

<計画期間表>

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
地域福祉 計画											
地域福祉 活動計画											

第3次地域福祉計画
第5次地域福祉活動計画

第4次地域福祉計画
第6次地域福祉活動計画

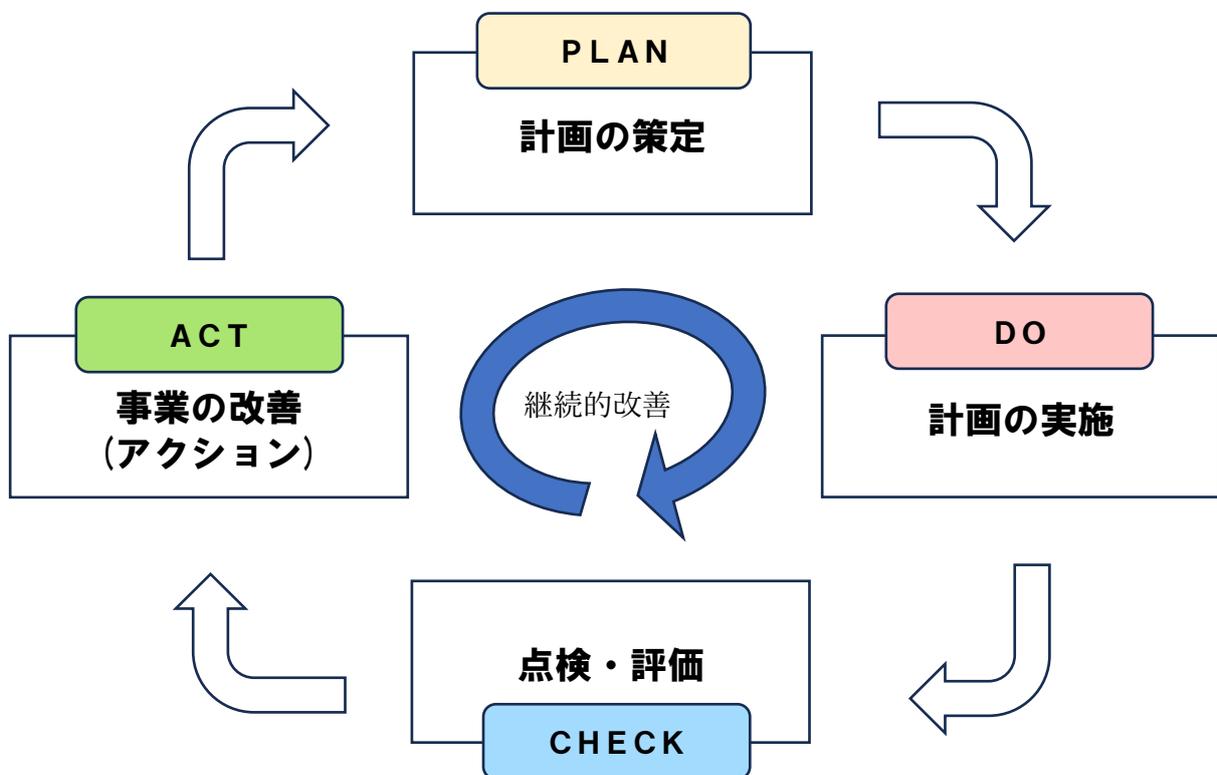
第1章 計画の策定にあたって

7 計画の推進と進行管理

本計画（PLAN）の所期の目標を達成するためには、本計画に基づく取組内容（DO）の達成状況を継続的に点検・評価（CHECK）し、その結果を踏まえて計画の改善（ACT）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要です。

このため、本計画の適切な進行管理を行うにあたり、門川町関係課および門川町社会福祉協議会、関係機関において、施策の進行状況について適宜点検・評価を実施するとともに、改善点を明らかにし、必要な措置を講じることで、今後の施策の向上に努めます。

○PDCAサイクル



※PDCAサイクルとは…

業務プロセスの管理手法の一つで、計画（PLAN）→実行（DO）→評価（CHECK）→改善（ACT）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法です。

第2章 本町を取り巻く状況

第2章 本町を取り巻く状況

1 統計から見た状況

(1) 人口と世帯等の推移

① 人口の推移

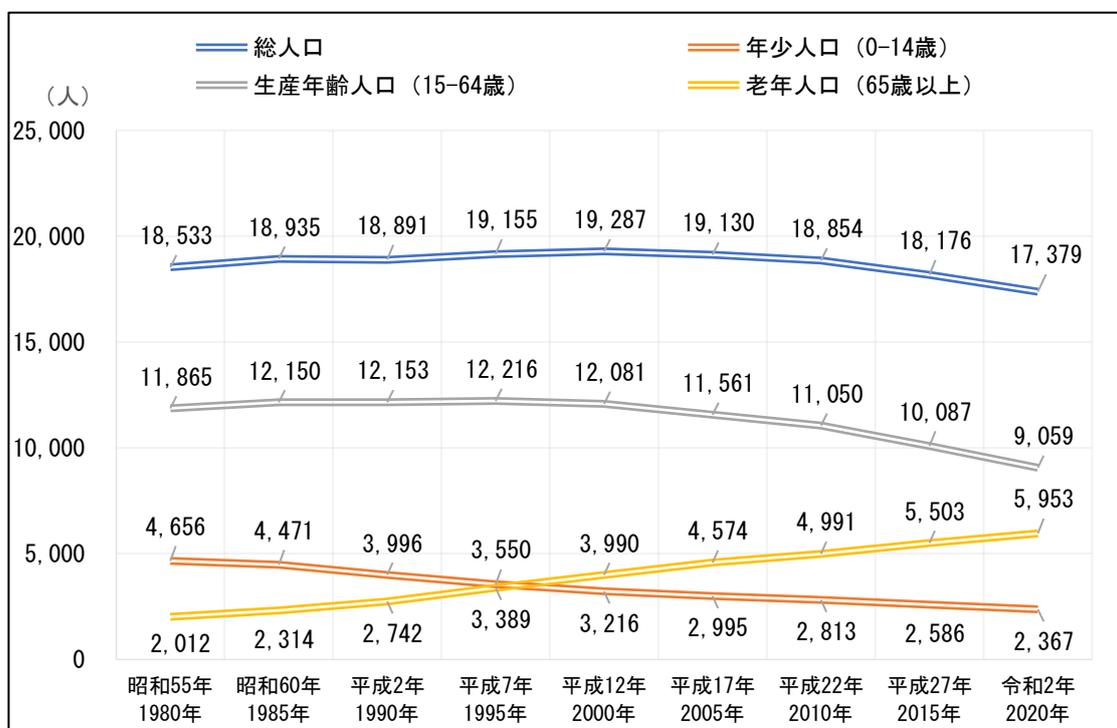
本町の1980年以降の総人口をみると、1980年（昭和55年）の18,533人から2000年（平成12年）には19,287人と754人増加し、その後、2005年（平成17年）には減少に転じ、2020年（令和2年）の総人口は17,379人となっています。

本町の年齢3区分別人口の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）は、1995年の12,216人をピークに減少傾向にあり、2020年には9,059人となっています。

年少人口（0～14歳）は、1980年の4,656人から減少傾向で推移し、2020年には2,367人となっています。

一方、老年人口（65歳以上）は、1980年の2,012人から増加傾向で推移し、2000年には、年少人口を上回り、2020年には5,953人となっています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：各年国勢調査及び社人研データ（令和6年6月）

第2章 本町を取り巻く状況

2060年までの人口推計値

<人口推計の概要>

日本の将来推計人口とは、出生、死亡、国際人口移動について、実績値の動向をもとに仮定を設け、日本全域の将来の人口規模、男女・年齢構成の推移について推計を行ったものです。

(対象は外国人を含み、日本に3か月以上にわたって住んでいる、または住むことになっている総人口となります。)

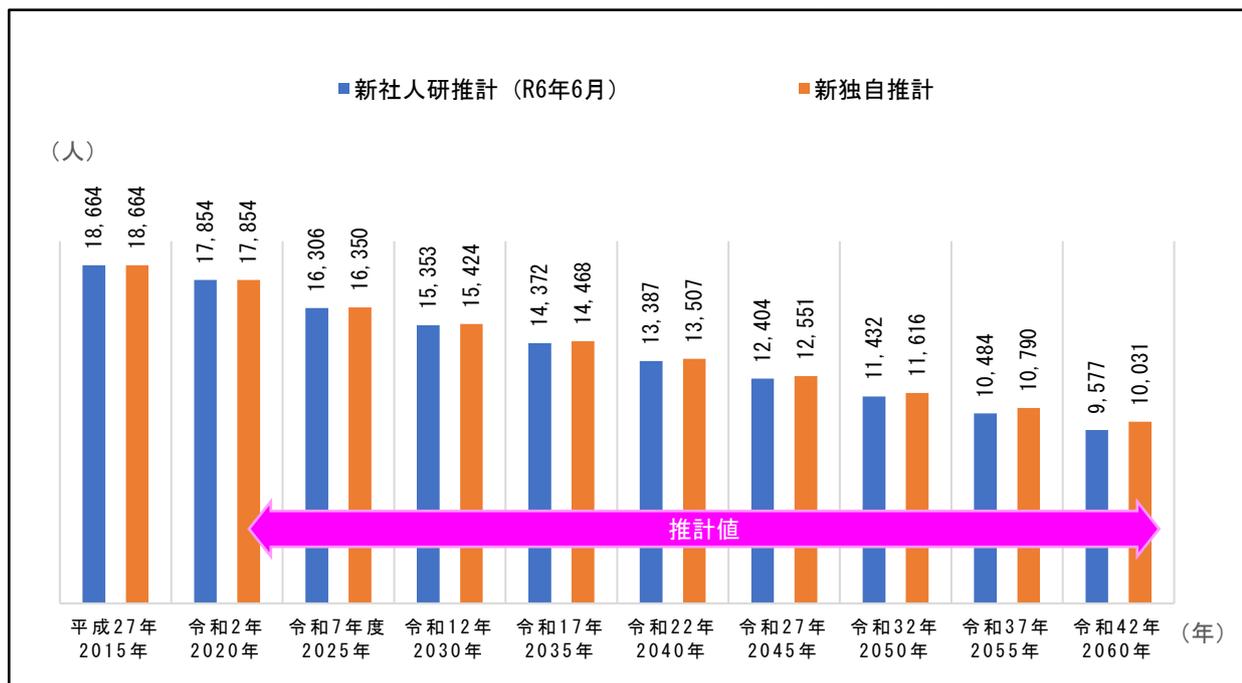
複数の仮定に基づく複数の推計によって、将来の人口推移について一定幅の見通しを与えています。

～ 国立社会保障・人口問題研究所のホームページより ～

<門川町における将来人口推計>

令和6年6月「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口の推計の手引き」に基づき、合計特殊出生率は1.84で推移し、将来の純移動率を15%縮小するものとして推計したものです。

(参考) 門川町の将来人口推計 (2060年)



資料：第6次長期総合計画（前期基本計画）令和3年3月策定時のデータ

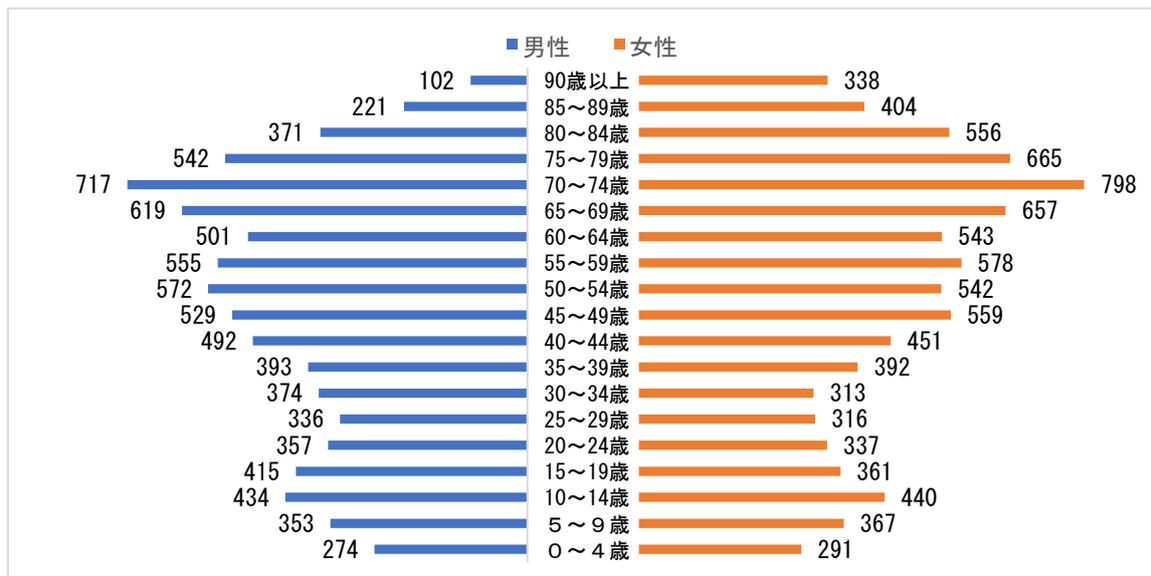
第2章 本町を取り巻く状況

② 高齢者人口と年少人口の推移

年齢の区分で確認すると、進学や就職により10代後半に人口が減少し、30代から人口が増加、60代前半から人口の多い区分が続きます。棒グラフ上には3つの大きな境目があります。

男女別5歳階級別人口構成

(単位：人)



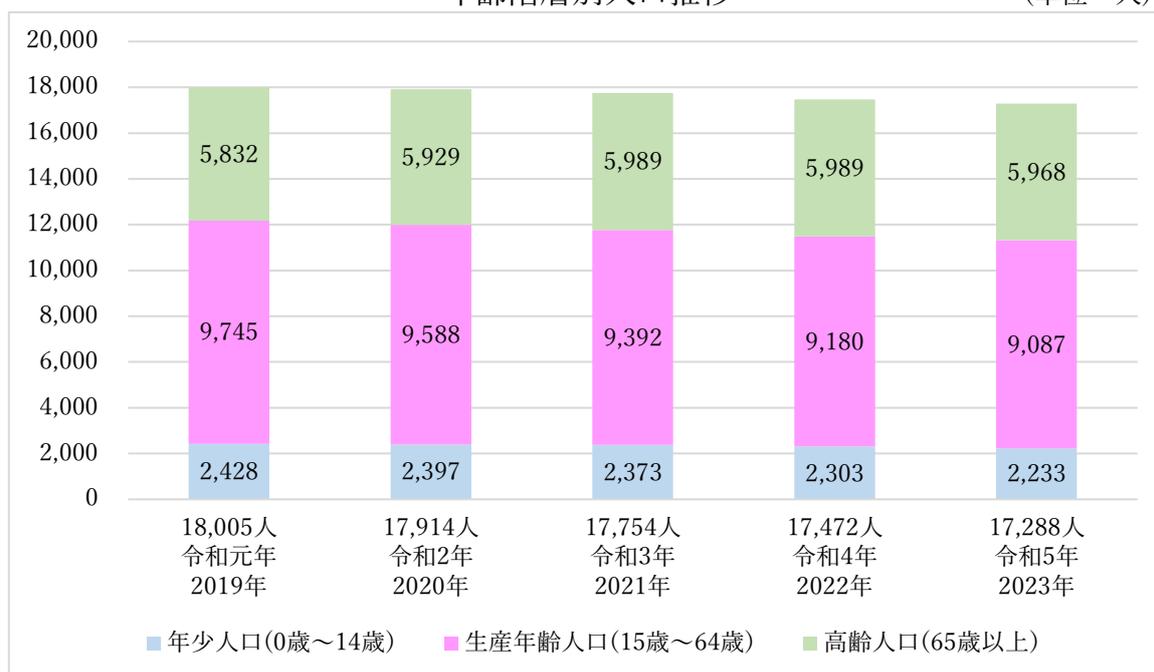
資料：門川町(住民基本台帳) (令和6年4月1日)

年齢階層別の人口をみると、年少人口(0歳～14歳)及び生産年齢人口(15歳～64歳)は減少傾向にあります。高齢人口は概ね横ばいとなっています。

年齢階層別の人口推計では、今後すべての年齢階層で減少すると推測されています。

年齢階層別人口推移

(単位：人)



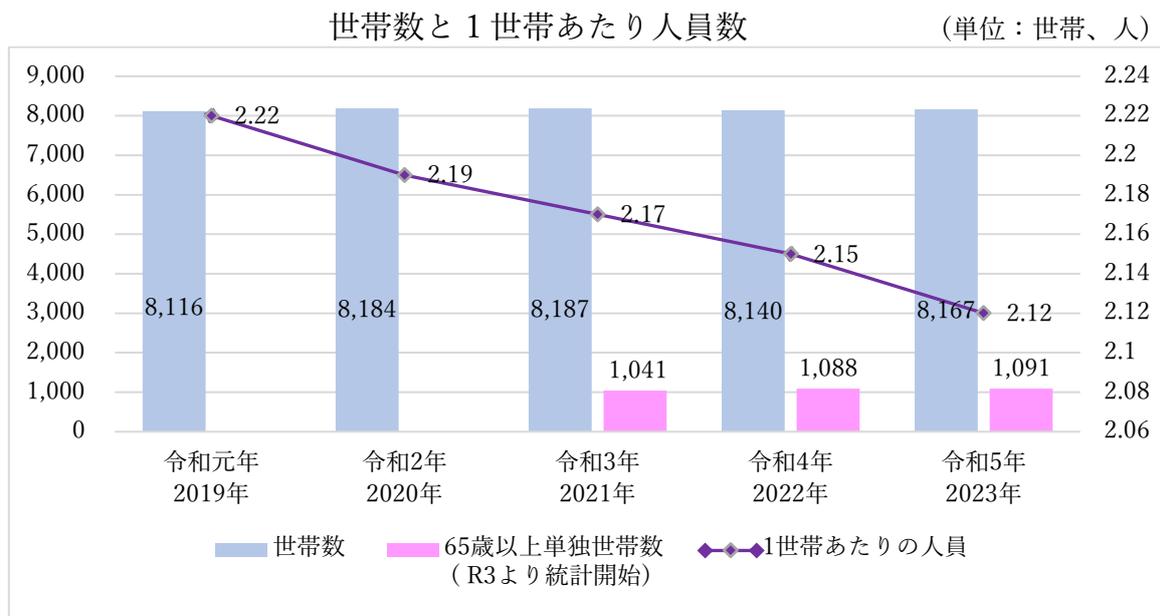
資料：(住民基本台帳 各年度4月1日現在)

第2章 本町を取り巻く状況

③ 世帯の推移

世帯数は、令和元年度の8,116世帯から、令和5年度では8,167世帯と増加傾向となっています。また、1世帯あたりの人員は、令和元年度の2.22人から令和5年度は2.12人となっており、単身世帯や核家族世帯が増えていることがうかがえます。

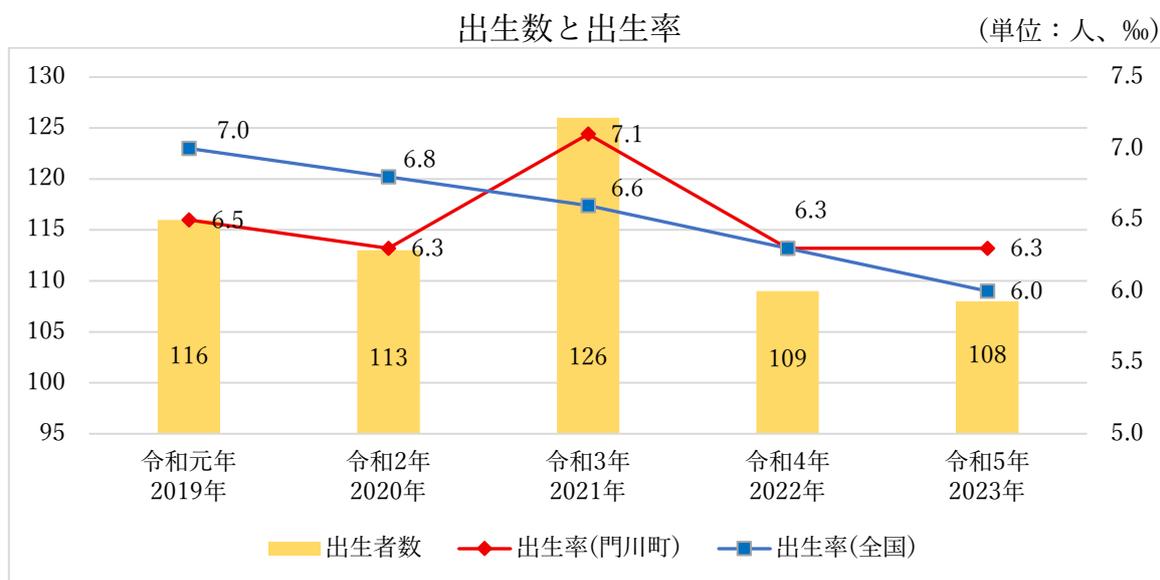
65歳の以上の単独世帯についても、令和3年度は1,041世帯であったのに対し、令和5年度では1,091世帯と増加しており、高齢化が進む中、今後も増加するものと推測されます。



資料：(住民基本台帳 各年度4月1日現在)

④ 出生数及び出生率

本町における出生数は、令和3年度に一度上昇したものの、令和4年度に再び減少に転じています。今後は人口減少に伴い出生数は減少傾向と推測されます。出生率も同様です。



資料：(住民基本台帳 各年度3月31日現在)

第2章 本町を取り巻く状況

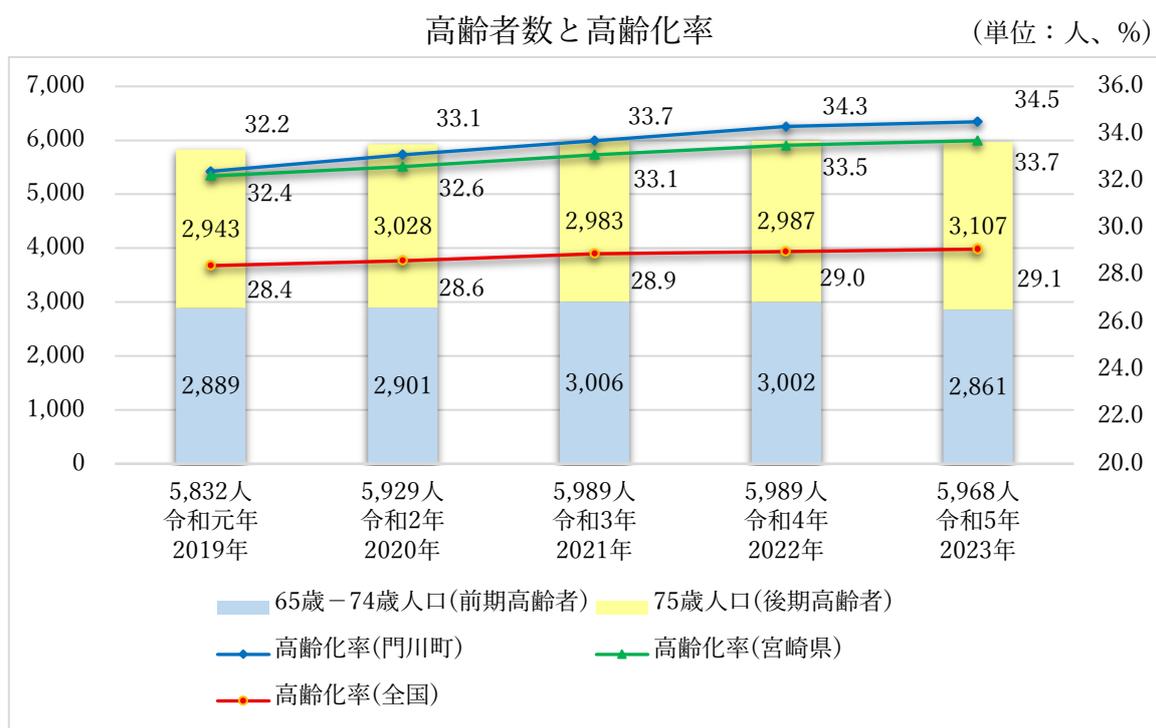
(2) 地域で支援を必要とする人の状況

① 高齢者を取り巻く状況

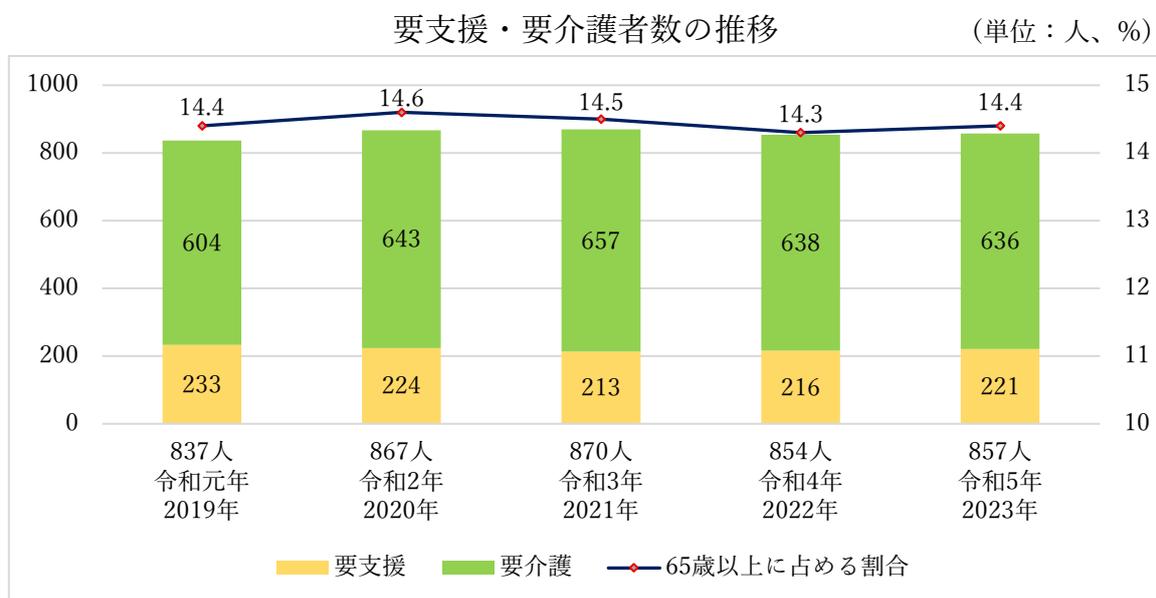
本町の人口が減少傾向を続ける中、65歳以上の高齢者については増加傾向となっています。特に1947年(昭和22年)から1950年(昭和25年)に生まれたいわゆる「団塊の世代」が75歳を迎え、令和5年には後期高齢者数が前期高齢者数を超えました。

本町の高齢化率は、令和5年度では34.5%となっており全国の29.1%、宮崎県の33.7%と比べより高齢化が進んでいます。

介護保険制度における要支援者数、要介護者数については、ともに横ばいの状況が続いています。



資料：住民基本台帳(各年度4月1日現在、国勢調査)

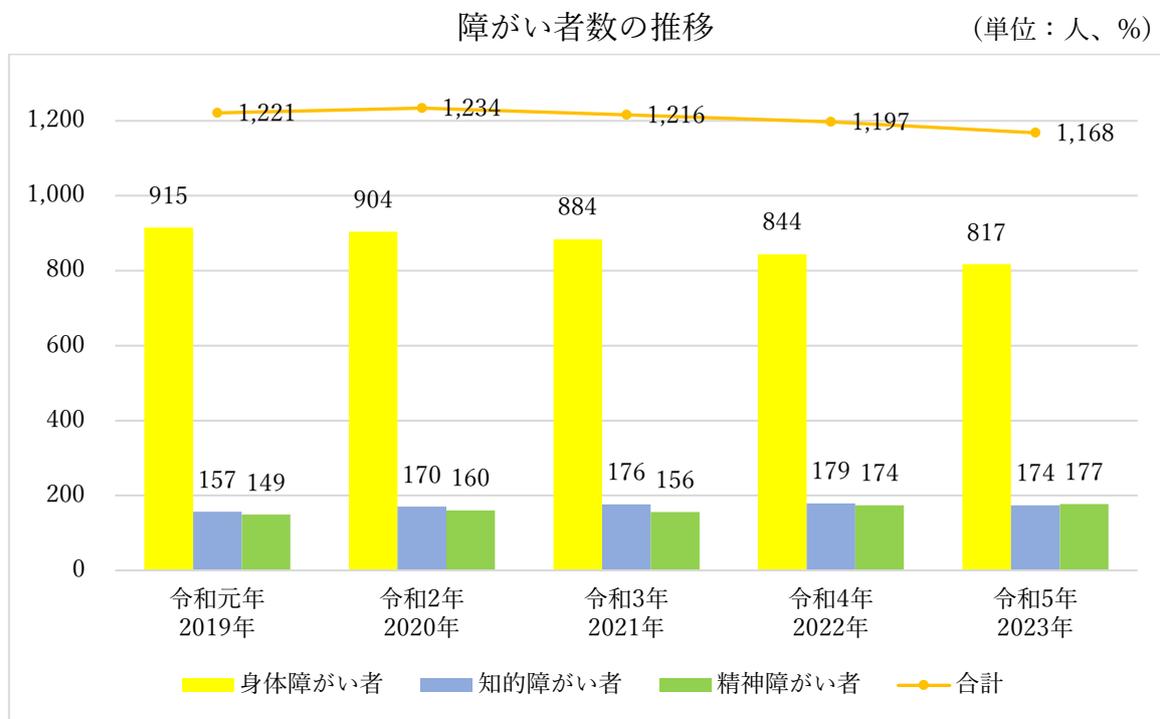


資料：福祉課(各年度3月31日現在)

第2章 本町を取り巻く状況

② 障がい者を取り巻く状況

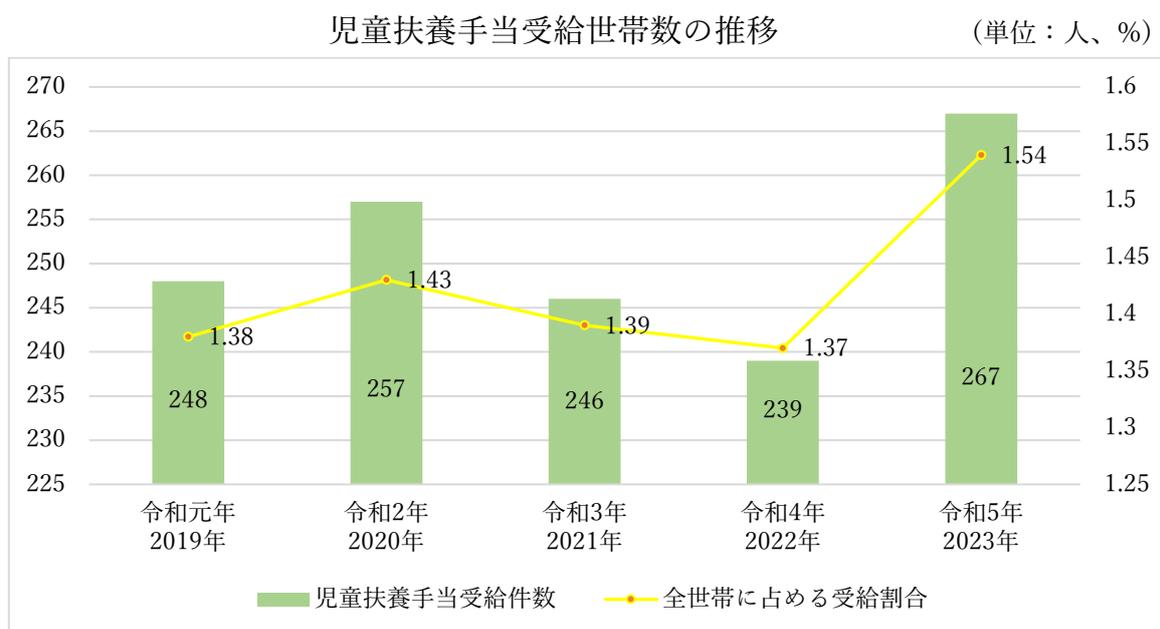
令和5年度末現在、身体障害者手帳の交付者は817名、療育手帳の交付者は174名、精神障害者保健福祉手帳の交付者が177名、合計1,168名で総人口の6.8%となっています。



資料：福祉課(各年度3月31日現在)

③ ひとり親世帯の状況

児童扶養手当受給世帯は減少傾向にありましたが、令和5年度に増加に転じ全世帯に占める割合は1.54%となっています。



資料：福祉課(各年度3月31日現在)

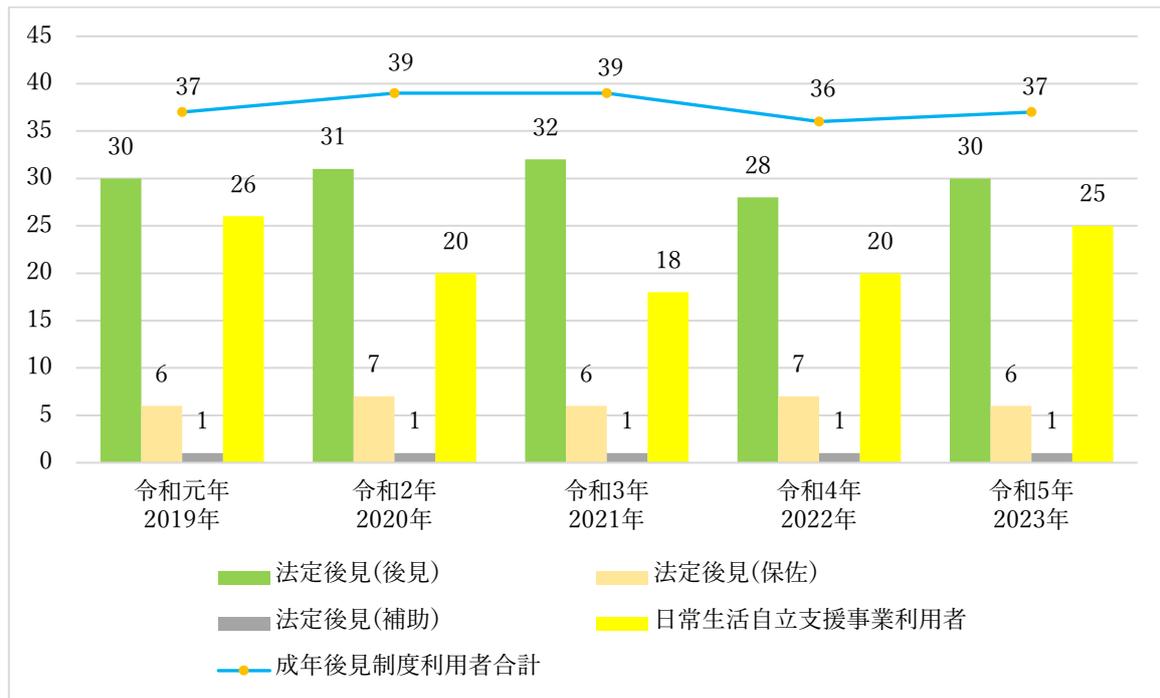
第2章 本町を取り巻く状況

④ 権利擁護の状況

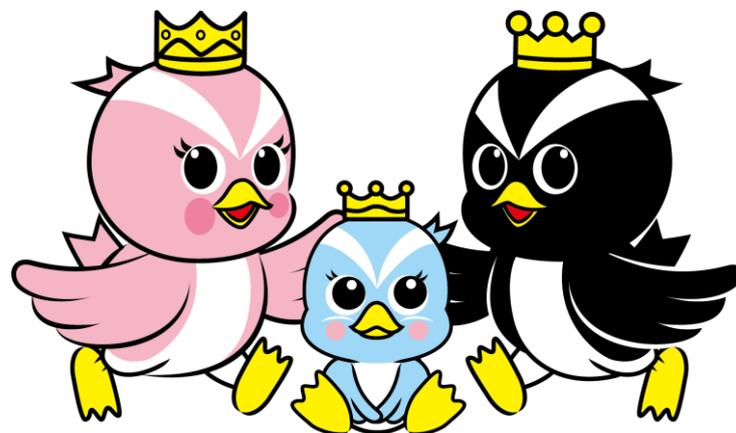
本町の成年後見制度利用者数は、令和5年度末で37名と概ね横ばいの状況となっています。日常生活自立支援事業の利用者は令和4年度から増加傾向となっています。

今後、高齢化が進む中で、利用の需要が高まると見込まれます。

成年後見制度利用者・日常生活自立支援事業利用者の推移 (単位：人)



資料：福祉課(各年度3月31日現在)



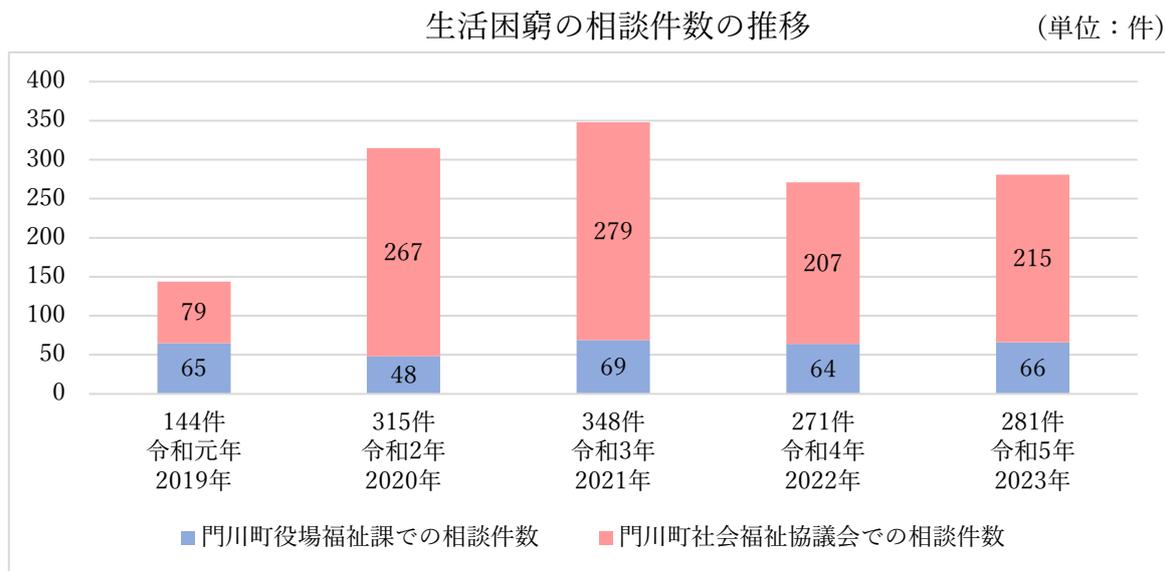
第2章 本町を取り巻く状況

⑤ 生活困窮者を取り巻く状況

I. 生活困窮者の相談件数

令和元年の年末から始まったコロナ過により、令和2年度から令和4年度にかけて生活困窮の相談件数が大幅に増加しました。

また、コロナ過が収束した令和5年度においても、電力・ガスをはじめとするエネルギーや食料品価格等の物価高騰による影響から生活困窮の相談件数は281件と高止まりの状況です。

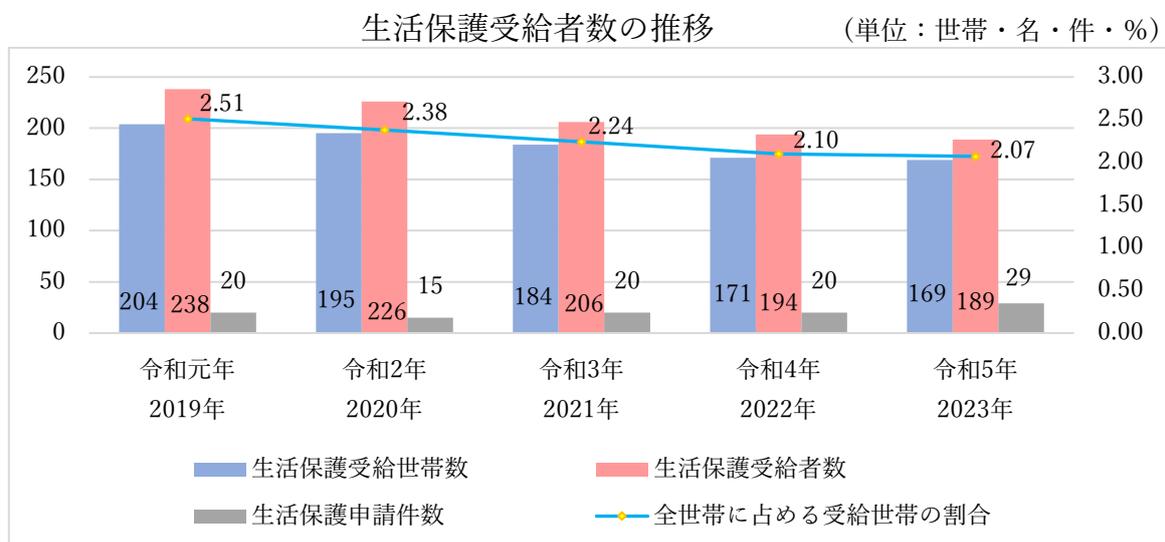


資料：福祉課・門川町社会福祉協議会(各年度3月31日現在)

II. 生活保護受給者の推移

本町では、重層的支援体制の整備の推進のもと、関係機関が連携し就労支援や家計支援などの支援体制の充実を図っており、生活保護受給世帯数・受給者数は、ともに減少傾向にあります。令和5年度末時点では169世帯・189名、全世帯に占める割合は2.07%となっています。

申請件数については、減少傾向でありましたが、物価の高騰による影響から令和5年度の申請件数が29件と増加しており、今後も増加傾向が見込まれます。



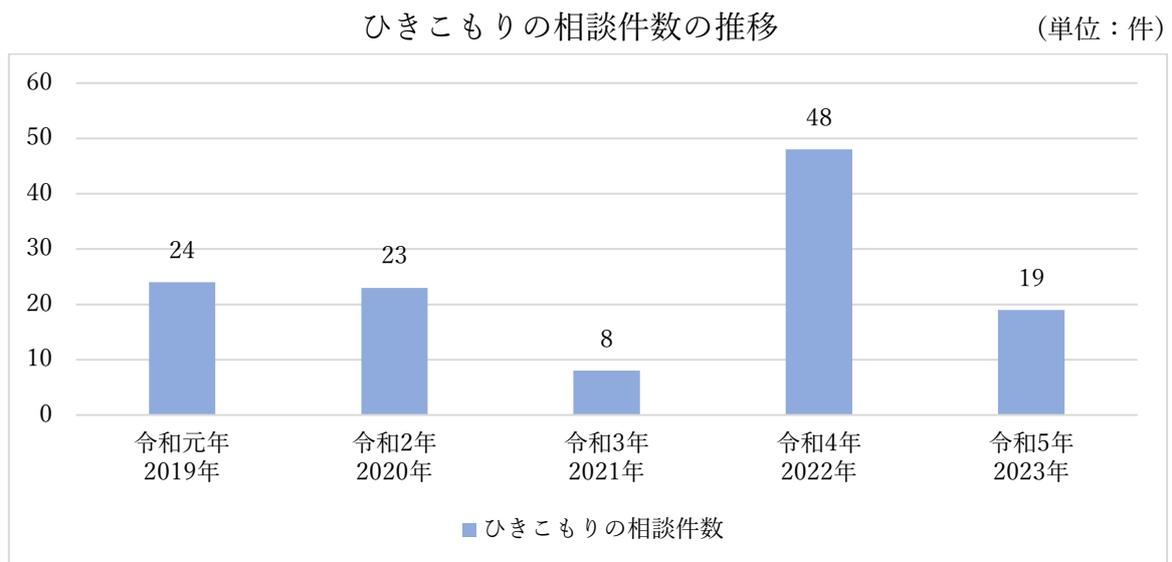
資料：福祉課(各年度3月31日現在)

第2章 本町を取り巻く状況

⑥ ひきこもりの状況

内閣府が公表した「令和5年度子ども・若者の意識と生活に関する調査」(令和5年3月31日)によると、ひきこもり状態にある人は、15歳～39歳で2.05%、40歳～64歳で2.02%となっており、全国で約146万人と推計されています。

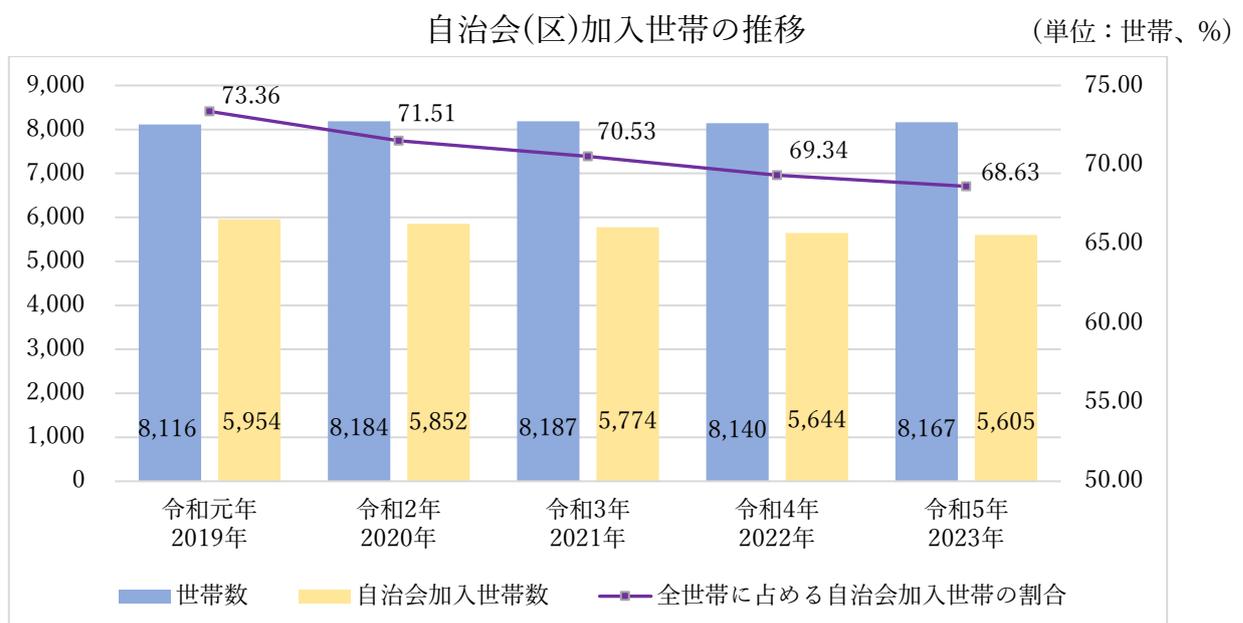
本町においても、ひきこもりの相談窓口の設置や訪問支援を行うとともに、居場所づくりなど継続的なひきこもり支援を図っています。



資料：福祉課(各年度3月31日現在)

⑦ 自治会(区)加入世帯の状況

自治会(区)加入世帯は、令和5年度末現在、8,167世帯中5,605世帯が加入しており、加入率は68.63%となっています。加入率は年々減少傾向にあり、今後も減少すると推測されており、地域のつながりの希薄化が懸念されます。



資料：総務課(各年度4月1日現在)

第2章 本町を取り巻く状況

(3) 町内施設の状況

本町の保健福祉関連施設の設置状況は以下のとおりです。

① 高齢者福祉・介護保険関連施設

(単位：箇所)

種 別	施設数合計	種 別	施設数合計
地域包括支援センター	1	訪問介護（ホームヘルプ）	7
特別養護老人ホーム	1	訪問看護	5
養護老人ホーム	1	看護小規模多機能型居宅介護	1
居宅介護支援事業所	10	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	2
通所介護事業所	8	短期入所生活介護（ショートステイ）	2
通所リハビリテーション（デイケア）	2	居宅療養管理指導	13

② 児童福祉施設等

本町には、保育所(園)2園、認定こども園5園、子育て支援施設が2箇所あります。

保育所(園)	
平城保育所	草川保育園
認定こども園	
いすず保育園	南町保育園
きぼうの森こども園	にじのね
栄ヶ丘幼稚園	
子育て支援施設	
門川町子育て人づくりセンター	
門川町子育て支援センター	

③ 障がい者支援施設

(単位：箇所)

種 別	施設数合計	種 別	施設数合計
生活介護	3	短期入所	2
居宅介護	6	共同生活援助(グループホーム)	4
重度訪問介護	6	宿泊型自立訓練	1
同行援護	4	就労定着支援	1
就労移行支援	1	計画相談支援	5
就労継続支援 B 型	3		

第2章 本町を取り巻く状況

2 アンケートから見る本町の福祉の状況

計画の策定にあたり、地域の状況やニーズを把握し、計画の資料とするためアンケート調査を実施しました。門川町内44地区の民生委員・児童委員の協力を得て依頼総数222件中217件の回収となり、回収率は97.7%でした。

アンケート対象者

(1) 性別

項目	人	%
男性	63	29.0
女性	154	71.0
合計	217	100.0

2) 世帯状況

項目	人	%
一人暮らし	39	18.0
高齢者のみ	60	27.6
家族同居	118	54.4
合計	217	100.0

(3) 年代

項目	人	%
30歳未満	5	2.3
30歳代	14	6.4
40歳代	21	9.7
50歳代	19	8.8
60歳代	41	18.9
70歳代	84	38.7
80歳以上	33	15.2
合計	217	100

福祉についての考え

「福祉」に関心がありますか

	人	%
とても関心がある	45	20.7
関心がある	144	66.4
あまり関心がない	23	10.6
まったく関心がない	1	0.5
無回答	4	1.8

「福祉」と聞いて何をイメージしますか

	人	%
高齢者	194	89.4
児童	54	24.9
障がい者	138	63.6
ボランティア	52	24.0
民生委員・児童委員	54	24.9
福祉推進委員	48	22.1
生活困窮	61	28.1
ひきこもり	8	3.7
何も思い浮かばない	0	0
その他	2	0.9

「福祉」に関してどのようにお考えですか

	人	%
自分の努力や家族の協力により解決すること	18	8.3
自分の努力や公的制度だけでなく、住民が協力して支え合うこと	166	76.4
すべて国や地方自治体（門川町）の責任で行うこと	29	13.4
その他（具体的に）	1	0.5
無回答	3	1.4

第2章 本町を取り巻く状況

門川町地域福祉総合計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画） を知っていますか

	人	%
よく知っている	33	15.2
聞いたことはあるが詳しく知らない	117	53.9
知らない	67	30.9

門川町社会福祉協議会を知っていますか

	人	%
よく知っている	118	54.4
聞いたことはあるが詳しく知らない	90	41.5
知らない	9	4.1

門川町地域包括支援センターを知っていますか

	人	%
よく知っている	107	49.3
聞いたことはあるが詳しく知らない	89	41.0
知らない	20	9.2
無回答	1	0.5

民生委員・児童委員を知っていますか

	人	%
よく知っている	142	65.4
聞いたことはあるが詳しく知らない	65	30.0
知らない	5	2.3
無回答	5	2.3

あなたは地区福祉推進委員制度を知っていますか

	人	%
よく知っている	97	44.7
聞いたことはあるが詳しく知らない	73	33.7
知らない	43	19.8
無回答	4	1.8

地域や人との関わりについて

「地域」との関わりについて

	人	%
地域のさまざまな活動に、積極的に参加したい。	47	21.7
現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい。	23	10.6
地域の活動は、できる範囲で参加したい。	142	65.4
地域の活動には参加したくない。	2	0.9
無回答	3	1.4

人との付き合いがないと感じることがありますか

	人	%
全くない	85	39.2
ほとんどない	56	25.8
時々ある	44	20.2
常にある	32	14.7

第2章 本町を取り巻く状況

家族や友人たちとのコミュニケーション頻度について (直接会って会話する他に、電話やラインなどを含みます)

	人	%
週4回以上	114	52.5
週2～3回程度	56	25.8
週1回程度	27	12.4
2週間に1回程度	7	3.2
月に1回程度	3	1.4
月に1回未満	1	0.5
年に数回程度	3	1.4
ほとんどない	3	1.4
無回答	3	1.4

孤立していると感じることがありますか

	人	%
全くない	111	51.1
ほとんどない	81	37.3
時々ある	23	10.6
常にある	1	0.5
無回答	1	0.5

地域の人たちが協力し取り組む課題

	人	%
防災対策 (避難訓練、避難場所の確保など)	33	15.3
地域の交流活動への参加 (地域の行事への参加、地区清掃などの地区活動への参加など)	32	14.8
近隣住民との関係づくり (近隣相互の助け合い、コミュニケーションづくり、他人事だと思わない意識など)	29	13.4
見守り・声掛け支援 (高齢者・障がい者・こどもの見守り、あいさつを心掛けるなど)	28	13.0
高齢者支援 (介護の問題、バリアフリーなど)	20	9.3
災害時の手助け (避難時の助け合い、避難行動での手助けなど)	16	7.4
居場所づくり・交流の場の創出 (地域の人と交流できる場所を作る、情報交換の場所など)	14	6.5
孤立対策 (ひきこもりや一人暮らしの高齢者の支援)	9	4.2
子育て支援 (子育て世帯への育児支援、こどもの遊び場の安全確保など)	9	4.2
ボランティア活動 (環境美化活動や交通安全活動などのボランティア活動)	6	2.8
自治会への加入 (地域の担い手の確保、地域での相互協力の充実など)	5	2.3
障がい者支援 (障がい者(児)の自立支援、生活支援など)	5	2.3
移動・買い物支援 (一人暮らしの高齢者や免許返納者の移動支援など)	5	2.3
その他 (空き家対策、過疎化対策など)	3	1.4
わからない	2	0.9

第2章 本町を取り巻く状況

【ヒアリングでの意見】

- ・地域でお互いに、どんな人が住んでいるのか、普段から顔見知りの関係を作っていくこと。
- ・育成会活動への支援、自治会運営への理解と協力が必要だと思います。
- ・無関心をなくし挨拶等の日頃からの声掛けが大切と思う。
- ・日頃の生活の情報交換、交流することが楽しく生活できる源です。そんな場所がどの地区にもあるといいですね。
- ・防災への協力が必要だから近隣の人と話をしたりします。
- ・地域の人たちとのコミュニケーションの場所を作る。災害時に助け合える関係づくり。
- ・高齢者の買い物や病院通いの送迎の支援があるとよい。
- ・孤立した人を無くす。一人暮らしの人を把握しておく。
- ・お互いが顔を見て言葉を交わし、常にコミュニケーションを取り合い、変化や様子を気遣い合う地域づくりが大切。

ボランティア活動について

あなたはボランティア活動についてどう思いますか

	人	%
活動している	65	30.0
継続的に活動していたがやめてしまった。	2	0.9
過去に行ったことがある。	58	26.7
活動していないが興味がある。	70	32.3
興味がない	12	5.5
その他	5	2.3
無回答	5	2.3

ボランティア活動の活性化を図るための取組(複数回答)

	人	%
ボランティア講座の実施	69	31.8
ボランティア活動への理解	125	57.6
企業や事業所のボランティア活動の参加	72	33.2
広報・啓発活動の充実	76	35.0
福祉教育の充実(学校での福祉教育を含む)	83	38.2
活動拠点の確保	42	19.3
活動資金の支援	61	28.1
指導者の育成	65	30.0
SNS等を活用した情報提供	41	18.9
分からない	16	7.4
その他	4	1.8

【ヒアリングでの意見】

- ・参加したくなるような口コミ(SNSなど)、若い方の参加に期待。
- ・やりがいを実感できる仕組みや工夫(50歳代)

門川町ボランティアセンターを知っていますか

	人	%
よく知っている	39	18.0
聞いたことはあるが詳しく知らない	93	42.9
知らない	79	36.4
無回答	6	2.7

第2章 本町を取り巻く状況

生活の中の困りごとについて

生活の中で困ったことがありますか	人	%
ある (経済的な課題、買い物等移動に関すること、近所との関係、防災対策など)	31	14.3
ない	111	51.2
どちらともいえない	66	30.4
無回答	9	4.1

困ったときの相談先（生活で困ったことがある方31人：複数回答）	人	%
家族や親せき	31	100.0
知人・友人	16	51.6
近所の人	13	41.9
職場の人	3	9.7
民生委員・児童委員	7	22.6
ケアマネージャー	6	19.4
社会福祉協議会	2	6.5
地域包括支援センター	3	9.7
門川町役場	3	9.7
相談するところがない	1	3.2
相談するところが分からない	2	6.5

困っている人がいた場合、どのような支援ができると思いますか	人	%
様子を気かけながら見守る	91	41.9
話を聞く	94	43.3
必要な支援等のアドバイス（相談・支援機関情報提供を含む）	6	2.8
どのような支援ができるかわからない	20	9.2
無回答	6	2.8

家族に介護が必要となった場合どうしますか	人	%
家族だけで介護する	2	0.9
できるだけ家族で介護し、必要に応じてサービスを利用したい	115	53.0
できるだけサービスを利用し、家族の負担を少なくしたい	73	33.6
施設への入所を考える	19	8.8
わからない	6	2.8
無回答	2	0.9

福祉サービスが必要となった時、抵抗なく利用できますか	人	%
抵抗なく利用できる	94	43.3
抵抗はあるが利用できる	91	41.9
抵抗があるのでできるだけ利用しない	6	2.8
わからない	20	9.2
無回答	6	2.8

第2章 本町を取り巻く状況

ケアラーということばを知っていますか	人	%
よく知っている	59	27.2
聞いたことはあるが詳しく知らない	102	47.0
知らない	50	23.0
無回答	6	2.8

成年後見制度について

「成年後見制度」について知っていますか	人	%
知っている	82	37.8
名前は聞いたことはあるが、制度の内容は知らない	87	40.1
名前を聞いたことも、制度の内容も知らない	38	17.5
無回答	10	4.6

将来的に自身の判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したいですか	人	%
利用したい	85	39.2
利用したくない	26	12.0
わからない	103	47.4
無回答	3	1.4

成年後見制度を利用することになった場合、誰に後見人になって支援して欲しいですか 利用したいと答えた方 85人(複数回答)	人	%
配偶者や子どもなどの親族	76	89.4
弁護士や司法書士などの専門職	13	15.3
社会福祉法人などの団体	20	23.5
市民後見人	1	1.2
わからない	8	9.4

成年後見制度を「利用したくない」理由 利用したくない・分からないと答えた方 129人	人	%
制度の内容や利用方法がわからない	62	48.1
制度を利用する際の手続きが複雑そう	16	12.4
他人に財産管理を任せることに抵抗がある	17	13.2
利用するための費用(経済的負担がかかる)	18	14.0
制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい	58	45.0
特に理由はない	8	6.2
その他	3	2.3

「認知症」について知っていますか	人	%
よく知っている	151	69.6
聞いたことはあるが詳しく知らない	61	28.1
知らない	0	0
無回答	5	2.3

第2章 本町を取り巻く状況

罪を犯した人の立ち直りに協力したいと思いますか	人	%
思う	20	9.2
どちらかと言えば思う	63	29.0
どちらかといえば思わない	32	14.8
思わない	25	11.5
わからない	75	34.6
無回答	2	0.9

「どちらかといえば思わない」「思わない」と答えた理由	人	%
自分や家族の身に何か起きないか不安だから	28	49.1
罪を犯した人と、関わりを持ちたくないから	9	4.1
罪を犯した人と、どのように接すればよいかわからないから	42	73.7
その他	5	2.3

【ヒアリングでの意見】

- ・どんな罪を犯してしまったかによりますが、立ち直りに協力しても、同じあやまちを繰り返しそうだから
- ・犯罪の内容によって、協力できない場合があるから

災害時の対応について

避難場所を決めていますか	人	%
決めている	145	66.8
決めていない	69	31.8
無回答	3	1.4

災害時の避難方法について	人	%
自分で避難できる	178	82.0
自分だけでは避難できない	34	15.7
無回答	5	2.3

自分だけでは避難できない場合どうしますか(複数回答)	人	%
家族と避難する	34	77.3
近隣の方と避難する	7	15.9
避難できない(避難しない)	2	4.5
その他	1	2.3

【ヒアリングでの意見】

- ・避難場所が遠い
- ・車椅子使用の家族がいる為
- ・足腰が弱いので・・・なるだけ自分で避難できるようになりたい
- ・近い場所は階段があり、膝、腰の痛み、調子の悪い時は無理
- ・家族と別々に居た時は、高台の安定地を決めている。

第2章 本町を取り巻く状況

地域の充実のために

門川町における施策・サービスで、今後、充実して欲しいものは	人	%
居場所づくり・交流の場の創出	40	31.7
移動支援・買い物支援	36	28.6
子育て支援・教育支援	9	7.1
公園・公民館の整備	5	4.0
防災への取組	5	4.0
介護サービスや介護施設の充実	4	3.2
相談窓口の充実	4	3.2
ボランティア活動支援の充実	4	3.2
障がい者サービスの充実	3	2.4
困窮対策	2	1.6
わからない・その他	2	1.6

【ヒアリングでの意見】

- ・こどもが安心して遊べる放課後の居場所づくり
- ・多世代が利用できるカフェの設置
- ・車に乗れなくなったら、どこへも行けません。病院に行く、食料品の買い物など支援がほしい
- ・小中学校の教育を早急に改善して欲しい
- ・利用しやすくわかりやすい移動支援があればうれしい
- ・こどもや地域の方も一緒に過ごせる広い交流、活動場所。雨天でもこども達が集まる場がない
- ・乗り合いタクシーや移動販売車の数を増やしてもらいたい
- ・ひきこもりの人が交流できるような居場所、相談窓口の充実
- ・災害時、安心してできる避難場所作り（高台等）
- ・居場所も支援も活動の提供も
- ・多世代や障がいのある人が交流できる居場所づくり
- ・高齢者が運転免許返納しても、買い物・社会参加の為の移動手段への充実支援
- ・気軽に相談できるところを増やしてほしい
- ・ボランティア活動の活性（介護サービスで利用できないサービスの対応等の充実等）



第3章 計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、地域での助け合い、支え合いが一層重要となっています。

地域で暮らす中で、様々な困りごとや生活の不安を抱えながら、悩みを誰にも相談できず孤立する人、制度の狭間で取り残されてしまう人を取り残さないためにも、住民一人ひとりが地域の課題を我が事として受け止め、地域ぐるみで課題を解決していくことが求められています。

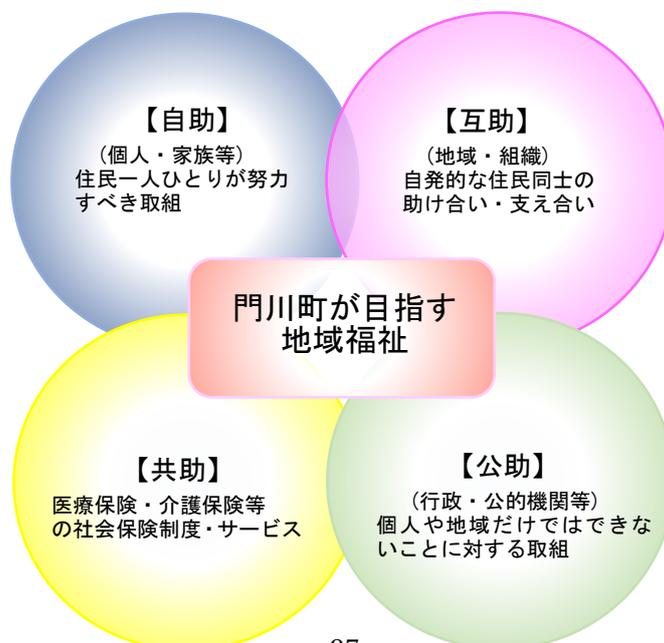
第4次計画では、地域の一人ひとりが役割を持ち、地域の担い手となって「支え手」「受け手」隔たりなく助け合い、支え合いながら自分らしく活躍し、地域の誰もが「主役」となれるような地域づくりを目指して、次のような基本理念を定め計画を推進します。

**一人ひとりが「主役」、
誰もが豊かで安心して暮らせるまちづくり**

「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方について

地域福祉を推進し、様々な福祉課題に取り組むためには、住民や地域、行政や社会福祉協議会などの関係機関がそれぞれの役割を理解し、お互い、助け合い・支え合いの関係を築くことが重要です。そのためには、まずは自分や家族でできることは自分で行う「自助」、自分だけでは解決できない課題を地域で相互に支え合う「互助」、健康保険や介護保険など制度的な住民相互の支え合いの「共助」、地域で解決できないことを行政が公的なサービスとして行う「公助」を組み合わせる視点が重要です。

本計画では、地域福祉を推進するにあたって、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方に基づき、各施策を展開していきます。



第3章 計画の基本方針

2 基本目標

基本理念の実現を図るため、3つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標1

誰もが主役の地域づくり

町民一人ひとり、誰もが「主役」という理念のもと、住民が主体的に地域づくり・まちづくりに参画することを推進します。

お互いを尊重し、思いやり、支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、こどもから高齢者、障がいのあるなしに関わらず、誰もが尊厳を持って地域の中で自分らしい暮らしを継続できる地域づくりに取り組みます。

基本目標2

健やかに安心して生活できる体制づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して、自分らしく生活するためには、様々な生活課題を解決する社会資源や福祉サービスなどの充実が必要です。また、支援を必要とする人を孤立化・潜在化させないよう、必要な時に必要な支援につながるための支援体制づくりが重要となります。

本町では、子育てや介護、障がいや経済的な課題など、多様かつ複合的な生活課題を抱えている家庭やひきこもりに対する支援、再犯防止の取組を進めるとともに、制度の狭間にある困難に対しても柔軟かつ包括的に支援できるよう重層的な支援体制の充実を図り、「困っている・悩んでいる人を誰一人取りこぼさない」体制づくりを目指します。

基本目標3

持続可能な地域福祉を推進するための基盤づくり

持続的な地域福祉の推進には、地域住民自らが課題を認識し、解決に向けて主体的に取り組むことが重要です。

そのためには、地域住民が福祉に触れ、学ぶ機会を創設しながら、「地域福祉を支える人」の人材育成についても充実を図り、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の考えのもと地域・行政・関係機関等が連携し、次世代へとつなげる地域福祉の基盤づくりに取り組みます。

第3章 計画の基本方針

3 施策の体系

本計画を推進するにあたり、3つの基本目標のもと、19の重点施策を推進します。

基本理念



**一人ひとりが「主役」、
誰もが豊かで安心して暮らせるまちづくり**



基本目標1 誰もが主役の地域づくり

- (1) 地域での支え合い活動を支援します。
 - ① 地域コミュニティ組織への支援
 - ② 住民主体のボランティア活動への支援
- (2) 自分らしく生きるための支援の充実を図ります。
 - ③ こども・高齢者・障がい者(児)等やその家族にやさしい福祉のまちづくりの推進
 - ④ 成年後見制度等の権利擁護の推進
(門川町成年後見制度利用促進基本計画)
 - ⑤ 身近な居場所づくりの推進

基本目標2 健やかに安心して 生活できる体制づくり

- (3) 多様かつ複合的な生活課題への取組の充実を図ります。
 - ⑥ 重層的支援体制整備事業の推進(相談窓口の充実)
 - ⑦ 生活困窮等への支援の充実
 - ⑧ ひきこもりの問題等社会的孤立者対策の推進
 - ⑨ 虐待や暴力(DV)の防止対策の推進
 - ⑩ 自殺対策の推進
 - ⑪ 再犯防止対策の推進
- (4) 安心して暮らせる体制づくりを進めます。
 - ⑫ 地域の見守り体制の強化
 - ⑬ 災害時の支援体制の充実

基本目標3
持続可能な地域福祉を
推進するための基盤づくり

(5) 地域福祉に関心を持つ機会づくりを進めます。

- ⑭ 地域福祉に「触れる」・「学ぶ」機会づくりの推進
- ⑮ 情報の提供・発信の充実

(6) 地域福祉の担い手の育成を進めます。

- ⑯ 民生委員・児童委員活動の充実
- ⑰ 地域ボランティア等への支援の充実
- ⑱ 専門性の向上の取組の実施

(7) 多機関の協働の取組を進めます。

- ⑲ 多機関連携のネットワークの強化



第3章 計画の基本方針

【基本目標1】

誰もが主役のまちづくり

【柱となる方向性】

(1)地域での支え合い活動を支援します。

【主な取り組み】

- ①地域コミュニティ組織への支援
- ②住民主体のボランティア活動への支援

(2)自分らしく生きるための支援の充実を図ります。

- ③子ども・高齢者・障がい者（児）等やその家族にやさしいまちづくりの推進
- ④成年後見制度等の権利擁護の推進
- ⑤身近な居場所づくりの推進

【基本目標2】

健やかに安心して生活できる体制づくり

【柱となる方向性】

(3)多様かつ複合的な生活課題への取組みの充実を図ります。

【主な取り組み】

- ⑥重層的支援体制整備事業の推進（相談窓口の充実）
- ⑦生活困窮等への支援の充実
- ⑧ひきこもり等社会的孤立者対策の推進
- ⑨虐待や暴力（DV）の防止対策の推進
- ⑩自殺対策の推進
- ⑪再犯防止対策の推進

(4) 安心して暮らせる体制づくりを進めます。

- ⑫地域の見守り体制の強化
- ⑬災害時の支援体制の整備

【基本目標3】

持続可能な地域福祉を推進するための基盤づくり

【柱となる方向性】

(5)地域福祉に関心を持つ機会づくりを進めます。

【主な取り組み】

- ⑭地域福祉に「触れる」・「学ぶ」機会づくりの推進
- ⑮情報の提供・発信の充実

(6)地域福祉の担い手の育成を進めます。

- ⑯民生委員・児童委員活動の充実
- ⑰地域ボランティア等への活動支援の充実
- ⑱専門性の向上の取り組みの実施

(7)多機関の協働の取り組みを進めます。

- ⑲多機関連携のネットワークの強化

第4章 地域福祉の総合的な展開

基本目標1

誰もが主役の地域づくり

(1) 地域での支え合い活動を支援します。

【重点施策①】地域コミュニティ組織への支援

◆現状と課題、これからの取組◆

地域コミュニティ組織は、住民同士のつながりを強め、災害時の相互扶助やこどもから高齢者までの生活支援、防災・防犯など、様々な役割を担っています。地域コミュニティ組織には、自治会や民生委員・児童委員、福祉推進委員だけでなく、ボランティア団体やNPO、企業などの様々な機関や団体が存在し、地域課題の解決に取り組んでいます。

地域コミュニティ組織への支援は、住民が主体的に地域の課題に取り組み、地域をより良くしていくことにつながっていきます。

一方で、地域コミュニティ組織では、役員の高齢化と担い手不足が課題となっています。さらに、地域住民の地域活動への参加意識の薄まりによる自治会加入率も低下しています。

その結果、地域のつながりの希薄化が進み、これまで行ってきた地域活動が縮小するとともに、地域活動の継続も困難となることで、地域の防災・防犯機能の低下や生活環境の悪化、地域文化の衰退といった問題が懸念されています。

それぞれの地域では、地区会長、民生委員・児童委員、福祉推進委員が連携し組織された地区福祉推進委員会が地域活動の中心を担っています。また、婦人会、高齢者クラブ、育成会など様々な団体がそれぞれの特色を生かし活動しています。

本町では、地域活動の活性化を促すため、地域住民自らが地域の課題の解決に取り組めるよう支援を行います。

◆地域や住民の取組◆

1. 自治会や福祉推進委員活動などの地域コミュニティ活動に参加します。
2. 地域住民間での交流を持ち、お互いが協力し合える地域づくりに努めます。
2. 福祉団体、ボランティア団体等の活動に積極的に参加します。

◆町の取組◆

1. 地域を支える人材の育成と確保の取組を支援します。
2. 地域コミュニティ組織が活動しやすい環境の整備を支援します。
3. 地域コミュニティ活動が活性化する情報を提供します。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 地区福祉推進委員活動を支援します。
2. 福祉団体、ボランティア団体等の意見を聞き、団体の活性化につながるよう活動を支援します。
3. 福祉団体、ボランティア団体と地域住民が交流できるきっかけづくりを進めます。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆門川町で実施している主な地域コミュニティ支援事業◆

事業名	概要	実施機関・団体・担当課
地区会長活動事業	地域でのふれあいを目的とした親睦行事や、地域の安心・安全を確保するための防災・防犯活動、環境美化活動などの推進を図る取組を支援しています。	総務課
地域福祉推進事業	住民との協働による福祉のまちづくりを推進するため、福祉ネットワークの充実を図るとともに、生きがいづくり、ボランティアの育成、福祉教育の強化などの取組を支援しています。	福祉課 社会福祉協議会
福祉団体補助事業	町内で活動する福祉団体やボランティア団体の活動を支援しています。	福祉課 こども課 教育課
自治公民館活動事業 (コミュニティ助成事業)	コミュニティ活動を推進するための、地域リーダーの育成や、コミュニティ活動の場である公民館の整備・充実を図る取組を支援しています。	教育課

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
各種支援事業	実施	充実・拡充
自治会加入率	68.63%	70.00%

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
地区福祉推進委員の委嘱		改選		改選		改選
地区福祉推進委員長会の実施		○	○	○	○	○
地区福祉推進委員座談会の実施		○	○	○	○	○
地区福祉推進委員活動マニュアルの見直しと配布		○	○	○	○	○
地区福祉推進委員長マニュアルの見直しと配布		○	○	○	○	○
地区福祉推進委員活動Q&Aの作成と配布	○	○	○	○	○	○
地域の見守り活動支援(安心カードの配布と見直し)		○	○	○	○	○
買い物支援事業の検討と実施		○	○	○	○	○
活動費の助成(地区福祉推進委員会)		○	○	○	○	○
活動費の助成(自主活動・年末年始事業)		○	○	○	○	○
サロンサポーター養成と活動支援		○	○	○	○	○
他地区サロンとの交流活動支援		○	○	○	○	○
地区サロン活動のフォローアップ		○	○	○	○	○
認知症サポーターの養成とステップアップ講座の開催	○	○	○	○	○	○

第4章 地域福祉の総合的な展開

【重点施策②】住民主体のボランティア活動への支援

◆現状と課題、これからの取組◆

住民主体のボランティア活動は、私たちが住む地域をより良くするための大切な取組です。地域住民が自ら「この地域を良くしたい」「困っている人を助けたい」という気持ちを持って活動することで、人と人とのつながりが深まり、地域全体の活性化にもつながります。

現在、本町では地区福祉推進委員会、門川町ボランティア連絡協議会、門川高校学生ボランティア、門川中学校ボランティアクラブ「happiness」など様々な団体が活動しています。

住民主体のボランティア活動は、高齢者支援、子育て支援、障がい者支援、防災・減災など多岐にわたる分野で地域活動を支えています。例えば、一人暮らしの高齢者への見守り活動や声かけ、NPO法人やボランティアによる細やかなニーズへの対応など、公的サービスではカバーしきれない部分を補完し、地域福祉活動の質の向上に寄与しています。

しかしながら、ボランティア活動への関心を持つ住民の増加や地域貢献を望む声も増えている一方で、「時間がない」「参加するきっかけがない」などの理由から、実際に活動に参加している人は約1割に留まっている現状があります。

本町では、ボランティア体験や各種養成講座・研修、活動の広報等啓発活動などを継続的に実施し、住民のボランティア活動への参加促進と活動の充実を図れるよう支援を行います。

◆地域や住民の取組◆

1. ボランティア活動に積極的に参加します。
2. ボランティア活動に関する講座・研修会に参加します。

◆町の取組◆

1. ボランティア活動の理解促進のため、広報・啓発活動を充実します。
2. ボランティア活動への参加するきっかけづくりを行います。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 門川町ボランティア連絡協議会の事務局を担当し、ボランティア活動の活性化を図ります。
2. ボランティア体験事業を実施し、ボランティアの発掘や人材育成を行います。
3. 学生ボランティアと連携し、ボランティア活動を充実します。
4. 町民が興味・関心を引く魅力ある体験事業を企画します。

◆門川町で実施している主なボランティア活動支援事業◆

事業名	概要	実施機関・団体・担当課
ボランティア活動支援 (地域福祉推進事業)	ボランティアの人材育成や活動の支援、情報発信や啓発の取組を行っています。	社会福祉協議会

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
ボランティア体験事業	実施	1イベントの参加者20名以上

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
ボランティアセンターの設置		○	○	○	○	○
ボランティア研修会の開催		○	○	○	○	○
ボランティアに関する情報発信		○	○	○	○	○
ボランティア連絡協議会の活動支援（事務局）		○	○	○	○	○
門川高校及び門川中学校生徒のボランティア活動支援	○	○	○	○	○	○
行事等における託児ボランティア事業の実施		○	○	○	○	○
ボランティア活動の表彰推薦（保健福祉大会）		○	○	○	○	○
生活支援ボランティアの育成		○	○	○	○	○
移動支援に関するボランティアの育成		○	○	○	○	○
買物支援に関するボランティアの育成		○	○	○	○	○
ボランティア講師の発掘と登録		○	○	○	○	○
ボランティア活動助成の実施		○	○	○	○	○
住民参加型在宅福祉サービス活動の実施		○	○	○	○	○

第4章 地域福祉の総合的な展開

(2) 自分らしく生きるための支援の充実を図ります。

【重点施策③】 こども・高齢者・障がい者(児)等や

その家族にやさしい福祉のまちづくりの推進

◆現状と課題、これからの取組◆

こども、高齢者、障がい者(児)等やその家族が暮らしやすい「やさしいまちづくり」には、誰もが互いの違いを自然に受け入れ、尊重し、支え合いながら生活できる環境が大切です。

しかし、地域社会には、建物や道路、交通などのハード面のバリアに加え、認知症高齢者や障がいのある人への理解不足、出自や外国籍住民が多く暮らす地域への偏見など「心のバリア」が多く存在します。

みんなが安心して快適に暮らせる「やさしいまちづくり」の実現には、誰もが自由に社会参加できる環境を整えることが重要であり、その結果、生活の質を高め、地域共生社会の醸成につながります。

地域共生社会の実現のための環境づくりには、災害時に一人で避難することが難しい方など、支援が必要な人たちの情報を地域で共有する「地域での見守り活動」、高齢者とこどもと一緒に料理を楽しむなどの「多世代の交流の場づくり」、どんな悩みでも「まずここに相談すれば大丈夫」と思えるような「相談窓口の強化」、住民、NPO、企業などが連携し、地域の特性を活かした「住民主体のネットワークの構築」など様々な取組が必要となります。

本町では、全ての人が地域で安心して暮らしていけるよう、各関係機関、各団体等と連携し、よりよい環境づくりに努めます。

◆地域や住民の取組◆

1. 地域の活動や交流に積極的に参加し、地域とのつながりを深めます。
2. 認知症・介護予防・障がい・国際的な文化や習慣の違いの理解など各種研修会に参加し、地域福祉活動に協力します。
3. 住民同士がお互いに支え合える地域づくりを進めます。

◆町の取組◆

1. 世代や属性にとらわれない相談窓口の充実を図り、関係機関と連携して支援に取り組みます。
2. こども(子育て)・高齢者・障がい者(児)などのサービスの充実を図り、必要な人に届く仕組みづくりを進めます。
3. 社会資源や社会福祉協議会などの関係機関と連携・協働し、地域福祉活動を支援します。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 地域の見守り活動や各種ボランティア活動など、住民主体の地域活動の支援を進め、多様な人材の参加促進に取り組みます。
2. だれもが気軽に相談できる体制の充実を図り、関係機関と連携して支援に取り組みます。
3. 地域の困りごとやニーズを収集し、地域課題の把握を行い、関係機関と連携し課題解決に取り組みます。
4. 福祉教育や啓発活動を通じて、住民の地域福祉への理解を深める取組を推進します。
5. 外国籍住民が気軽に相談できる体制づくりに努めます。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆門川町で実施している主な福祉のまちづくり事業◆

事業名	概要	実施機関・団体・担当課
地域福祉推進事業	住民との協働による福祉のまちづくりを推進するため、福祉ネットワークの充実を図るとともに、生きがいづくり、ボランティアの育成、福祉教育の強化などの取組を支援しています。	福祉課 社会福祉協議会
自立相談支援事業	生活困窮者及び生活困窮者の家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行っています。また、地域住民が抱える困窮以外の諸問題についても幅広く相談を受け付けており、関係機関と連携し相談者の不安の解消、困窮の未然防止を図っています。弁護士相談も実施しています。	福祉課 社会福祉協議会
地域こども子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行っています。	こども課
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	育児の手助けをしてほしい人と育児の協力をしたい人との相互援助活動で、アドバイザーが連絡、調整を支援しています。事前に会員登録が必要です。	こども課
障がい者相談支援事業 (障がい者基幹相談支援センター)	障がいのある人が地域で安心して生活ができるように多様な相談に専門職員が対応します。また、関係機関の相談員と連携・協働して地域のネットワークづくりを推進します。	福祉課
包括的支援事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者の生活を支えるための事業です。高齢者やその家族が抱えるあらゆる悩みや困りごとについて、総合的な相談を受け付けています。また、介護・医療・福祉など専門的な知識に基づいて、問題解決に向けた助言や必要なサービスの情報提供を行います。	地域包括支援センター

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
相談窓口の周知	周知度 54.4%	周知度 70.0%
相談窓口のネットワーク会議の開催	未実施	2回/年

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
居宅介護支援事業の実施		○	○	○	○	○
通所介護事業の実施		○	○	○	○	○
介護予防) 訪問介護事業の実施		○	○	○	○	○
介護予防支援事業の実施 (介護予防プラン)		○	○	○	○	○
障がい者相談支援事業の実施		○	○	○	○	○
基準該当生活介護事業の実施		○	○	○	○	○
障がい者ホームヘルプ事業の実施		○	○	○	○	○
コミュニケーション支援事業の実施		○	○	○	○	○
地域活動支援センター事業の実施		○	○	○	○	○
福祉用具貸出事業の実施		○	○	○	○	○
いきいき百歳体操の普及推進		○	○	○	○	○
介護予防と防災 (ノルディックウォーク普及推進)	○	○	○	○	○	○
介護予防通所型サービスとパワーリハビリの推進		○	○	○	○	○
介護予防教室の開催		○	○	○	○	○
介護予防大交流会の開催		○	○	○	○	○
口腔ケア体操の普及推進		○	○	○	○	○
町内小中学校へ認知症に関する学習会の開催		○	○	○	○	○
高齢者に対する交通安全の啓発		○	○	○	○	○
高齢者スポーツ活動助成の実施		○	○	○	○	○
『障がいの理解』に関する研修会の開催		○	○	○	○	○
障がい者団体の活動費支援		○	○	○	○	○

第4章 地域福祉の総合的な展開

【重点施策④】 成年後見制度等の権利擁護の推進 (門川町成年後見制度利用促進基本計画)

◆現状と課題、これからの取組◆

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることが不安な人の中には、財産管理や身上保護などの法律行為を自分の意思で判断することが困難な場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪徳商法や詐欺の被害に遭う恐れもあります。

このような、ひとりで決めることに不安がある人が、住み慣れた地域で自立して生活ができるように、本人の意思を尊重した意思決定を支援することが重要となっています。

本町では、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、令和5年度に「門川町成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っております。基本計画は令和7年度までの計画期間となっており、本計画において引き継ぐこととします。

門川町成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方

基本計画は、認知症、知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう必要な支援を行い、支援が必要な方の権利を尊重して擁護することにより、地域で安心して暮らし続けることができる体制を整備することを目指します。

成年後見制度の利用促進の基本方針

① ノーマライゼーション*の推進

個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保障を図ります。

② 自己決定権の尊重

自己の意思決定支援の重視と自発的意思を尊重します。

③ 身上保護の重視

財産管理のみならず、適切な身上の保護に取り組みます。

* ノーマライゼーションとは

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考え方です。障がい者や高齢者など社会的に弱い立場の人々も特別扱いせず、社会の中で安心して生活できる環境を整えることを目指しています。

成年後見制度の利用促進の目標

1. 成年後見制度の利用に関する支援を推進します。

- ・ 成年後見審判の申立ての手続きに関する支援
- ・ 成年後見審判の申立てに係る費用に関する支援
- ・ 成年後見等の業務に対する報酬等に関する支援

成年後見制度の利用の申立てには、申立手数料や診断書作成料などの経費が必要です。また、後見人や監督人が選任されたあとは、家庭裁判所が決定する後見人などに対する報酬を支払う必要があります。本町では、これらの費用について、経済上の理由により支払いが困難な方へ申立経費および後見人などへの報酬費用の助成を行います。

さらに、制度を必要とする方が速やかに制度を利用できるようにするため、町長申立てを適切に実施します。

2. 成年後見制度に関する相談及び利用支援を推進します。

令和5年度より、門川町社会福祉協議会「成年後見センターかどがわ」が成年後見制度利用促進の中核機関となり、制度を必要とする方が安心して利用できるよう、相談支援や利用支援を行っています。今後も引き続き、だれもが気軽に安心して相談・利用できる環境整備や支援体制機能の強化を進めます。

3. 地域で連携して支えるネットワークの強化に取り組みます。

本町では、「成年後見センターかどがわ」が中心となって、弁護士、社会福祉士、医療関係者、学識経験者などの専門職や関係機関が参加する成年後見制度に係る運営委員会を開催しています。様々な機関がそれぞれの立場から権利擁護について意見交換や情報共有を行い、必要なときに円滑に支援を行えるよう、実施内容の充実に取り組みます。また、一人ひとりに合った支援をケースごとに検討するため、関係機関による支援検討会議を開催します。

4. 成年後見制度に関する広報及び啓発に取り組みます。

成年後見制度の重要性や利用方法について、より多くの住民に理解してもらうため情報発信に取り組みます。また、町民向けの研修会を開催し、制度に関する正しい知識を普及する取組を進め、地域全体で成年後見制度に対する理解を深めます。

5. 成年後見制度に関する人材育成・担い手確保に取り組みます。

今後、成年後見制度の利用を必要とする方が増加することが予測されています。本人にとって適切な後見人が選任され、安心して制度を利用できるよう、弁護士や社会福祉士などの専門職に加えて、法人後見人や市民後見人の担い手の確保を図るため、地域資源や福祉専門職向けの研修会や勉強会を定期的に開催するとともに、成年後見人等が活動しやすいサポート体制づくりを進めるなど、支援する側への支援体制についても充実を図ります。

6. 要支援者の権利擁護支援に取り組みます。(日常生活自立支援事業)

本町の権利擁護の取組については、成年後見制度のほかに日常生活自立支援事業を実施しています。日常生活自立支援事業は、認知症状がある高齢者や障がいのある方が、適切な福祉サービスを円滑に利用するための手続きや日常的な金銭管理などを支援する事業で、門川町社会福祉協議会が実施しています。成年後見制度の利用を検討するほどではないけれど、判断能力の低下により銀行に行くなどの日常的な財産管理が難しくなった方が気軽に利用できるサービスとなっています。

一人ひとりのニーズに応じて、必要な方を適切に事業につなげるため、広く情報発信を図るとともに、関係機関に対しても制度の周知を図ります。

7. 身寄りのない高齢者や障がい者などの課題に取り組みます。

高齢化や家族との関係の希薄化が進む中、身寄りのない高齢者や親なき後の障がい者の問題が顕在化しています。これまで家族、親族などが担ってきたと考えられる日常生活支援(生活費の管理、公共料金等の管理、福祉サービス等の利用に関する手続き等)や入院・入所の手続き、死後事務に関して、保証人や身元引受人がいない、頼れる身寄りがいない生活困難者が増加しており、必要なサービスの利用が制限されるケースが見受けられるようになりました。

本町では、身寄りのない方の保証人や身元引受人の課題、死後事務における遺骨等の取り扱いなど、今後ますます増加すると予測される生活上の課題解決のための支援に取り組みます。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆地域や住民の取組◆

1. 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等認知機能に課題がある方の見守りを行います。
2. 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する研修会に参加し制度や事業の理解を深めます。

◆町の取組◆

1. 中核機関と連携し成年後見制度の普及啓発に努めます。
2. 成年後見審判の申立てに係る費用に関する支援及び成年後見等の業務に対する報酬等に関する支援を行います。
3. 中核機関と連携し市民後見人の育成や活用についての支援を行います。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 成年後見事業を実施し、利用者の権利擁護に努めます。
2. 日常生活自立支援事業を実施し、利用者の自立支援に努めます。
3. 身寄りのない高齢者や障がい者などの支援に取り組みます。
4. 成年後見制度の研修会・勉強会を開催し、支援者のスキルの向上に努めます。
5. 制度の積極的な情報発信に努め、担い手確保や制度利用の促進を図ります。

◆門川町で実施している主な権利擁護事業◆

実施項目	概要	実施機関・団体・担当課
成年後見利用支援事業	成年後見制度の利用促進を広く図るため、制度の利用支援や普及啓発を行います。また、利用支援として、町長による審判請求や経済的困窮がある成年被後見人等に対する成年後見人等への報酬助成を行います。	福祉課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方が地域で安心して暮らせるように福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭の管理の支援を行います。	社会福祉協議会

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
地域住民向け成年後見制度についての講演会開催	1回/年 30名/1回	2回/年 30名/1回
福祉・医療機関向け成年後見制度利用についての研修会開催	1回/年 20名/1回	1回/年 30名/1回
社会福祉協議会が実施する法人後見の受任件数	4名	10名

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
成年後見事業の実施		○	○	○	○	○
日常生活自立支援事業の実施		○	○	○	○	○
権利擁護に関する研修会の開催		○	○	○	○	○
地区福祉推進委員、民生委員等による見守り活動の実施		○	○	○	○	○

第4章 地域福祉の総合的な展開

【重点施策⑤】身近な居場所づくりの推進

◆現状と課題、これからの取組◆

身近な居場所は、地域住民が気軽に立ち寄り、交流し、つながりを深めるための大切な拠点です。特に、一人暮らしの高齢者や子育て中の親、障がいがあるなど、社会的に孤立しやすい人々にとって、居場所は社会との接点となり、孤立防止につながります。

本町でも、認知症カフェやこども食堂など地域住民が主体となって実施する居場所づくりの取組などが進められています。

これらの居場所は、困りごとを抱える住民が気軽に相談できる場としての機能も果たし、地域における相互扶助の機能を担っています。

居場所づくりを持続的に進めるためには、運営資金の確保はもちろんのこと、活動するための人材や担い手の確保が重要です。特に、地域で活動しているボランティアの高齢化や担い手が不足する中、運営者の負担が大きくなっており、持続的な居場所づくりが難しくなっています。

また、居場所づくりを進める中で、住民が居場所の存在を知らなかったり、利用しにくいと感じたりしていることも課題としてあげられます。

本町では、誰もが安心して利用できる「居場所づくり」を進めるために、情報発信や啓発活動の充実を図るとともに、地域資源や関係機関などとのネットワークの強化に努め、人材確保及び担い手の育成の取組を推進します。

◆地域や住民の取組◆

1. 地域の行事やボランティアなどの交流活動に参加します。
2. 趣味や特技を生かし地域活動に貢献します。
3. 地域での孤立を防ぐため、日常的なあいさつや声かけを心がけます。
4. 公民館等を活用して、地域の人たちが集まる場を作ります。

◆町の取組◆

1. 属性や世代にとらわれない多様な居場所づくりを通じて、誰もが社会とのつながりを持てる機会を創出します。
2. 地域資源と協力し、新たな社会資源の創出や活動づくりを支援します。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 自治会や民生委員・児童委員、福祉推進委員、ボランティアなど地域で活動する地域資源の支援を行います。
2. 居場所づくりを通じて、地域に潜在している課題の把握を行い、解決に向けた支援を行います。
3. 居場所づくりに関わる人材の確保と育成を図ります。
4. 居場所づくりを継続的に進めるため、地域資源や関係機関などとのネットワークの強化に努めます。
5. 各地区で実施している既存の居場所や居場所づくりの活動の活性化に努めていきます。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆門川町で実施している主な居場所活動◆

活動名	概要・実施先
プラットカフェ	高齢者や障がいがある方、引きこもりの方などだれもが気軽に集える居場所です。ひきこもりの方やその家族が相談できる場の提供や同じ悩みを抱えた方同士が相談し合える「家族会」も実施しています。 ○NPO 法人つながり 場所：SA-Te 黒潮 開催日：毎週水曜日 13:30～15:00 参加費：なし 連絡先：0982-66-0330
地域活動支援センター	障がいのある方が安心して過ごせる場所を提供し、他者との交流を促進します。創作的活動や生産活動を通じて、地域社会とのつながりを深める機会づくりをしています。 ○門川町社会福祉協議会 場所：門川町総合福祉センター 開催日：月～金(祝祭日除く) 10:00～15:00 参加費：1日 100円※送迎が必要な場合は別途 100円 連絡先：0982-63-7210
オレンジカフェ (認知症カフェ)	認知症の方やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域の方や専門職などと相互に情報を共有しお互いを理解し合う「集いの場」です。 “忘れかけた人も、忘れたくない人も、忘れた人も”気軽に集い、おしゃべりを楽しめる場所です。 ○オレンジカフェ「いぶき」 場所：看護小規模多機能ホームこぼる 開催日：毎週木曜日 10:00～12:00 参加費：200円 連絡先：0982-63-7771 ○オレンジカフェ「ひらじょう」 場所：スーパー平城 開催日：第2・4木曜日 13:00～15:00 参加費：100円 連絡先：0982-63-7771 ○オレンジカフェ「はまんこら」 場所：下納屋公民館 開催日：毎月 第1月曜日 10:00～11:30 参加費：200円
門川町子育て人づくり センター ひだまりハウス	子育て家族が、ゆったり遊び、過ごせるスポットです。自然いっぱいの外庭、持参した弁当が食べられるランチルームもあります。子育て家族がほっとする場所、人と人がふれあい、つながる場所です。 ○門川町子育て人づくりセンター ひだまりハウス 対象者：妊婦や乳幼児の親子 開館日：月～土(祝祭日除く) 10:00～16:00 利用料無料 連絡先：0982-63-1453
門川町子育て支援 センター	親子で楽しめる遊びの広場や戸外遊び、サークル活動などを行っています。 ○門川町子育て支援センター(草川保育園内) 対象者：妊婦や乳幼児の親子 開館日：月～土(祝祭日除く) 9:30～16:00 利用料無料 連絡先：0982-63-0781
こども食堂 草っこひろば	こども食堂は、こどもが一人でも来ることができる無料の食堂です。月に1回みんなと一緒に食事して遊んで過ごします。 ○こども食堂草っこひろば 開催日：月1回(第3または第4土曜日 午前11時30分から午後1時) 対象者：草川小学校区児童、保護者、地区住民 内容：食事後、紙芝居や読み聞かせ、音楽など

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
居場所づくり	8カ所	10カ所
ネットワーク会議の開催	未実施	1回/年

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
いきいき百歳体操の普及推進		○	○	○	○	○
生き生きサロンの活動支援		○	○	○	○	○
認知症高齢者が安心して過ごせる場所づくり		○	○	○	○	○
高齢者、障がい者、こどもなどみんなが集まる居場所づくり		○	○	○	○	○

基本目標2

健やかに安心して生活できる体制づくり

(3) 多様かつ複合的な生活課題への取組の充実を図ります。

【重点施策⑥】 重層的支援体制整備事業の推進(相談窓口の充実)

◆現状と課題、これからの取組◆

少子高齢化が進む中で価値観の変化や経済状況の変化に伴い、社会的孤立や経済的困窮など地域住民が「生きづらさ」を抱え日々の生活を送るケースが増加しています。また、地域住民が抱える「生きづらさ」や「生活を営む上での困難」は既存の制度の対象となりにくいケースがあり、8050問題*やダブルケア*など個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えているケースも多く見られるようになりました。

これらの課題解決のためには、課題全体を捉え、こども・障がい・高齢者といった対象者の属性や介護・虐待・生活困窮・引きこもり問題などのリスクを分野横断的に対応することが求められています。

本町では、だれもが地域の中で安心して自分らしく生活できるよう、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に対応するために「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。

「重層的支援体制整備事業」では、行政や社会福祉協議会などの支援機関や地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「① 属性や世代を問わない相談支援」「② アウトリーチ等を通じた継続的支援」「③ 地域づくり支援」「④ 参加支援」「⑤ 多機関の協働」の5つの支援を一体的に実施することで「人と人のつながり」が育まれる地域づくりを目指します。

※8050問題…80代の親が50代のこどもを経済面・生活面で支え続けている状態
 ダブルケア…育児(こどもの世話)と介護(高齢の親や家族の世話)などを同時に担う状態

◎重層的支援体制整備についての具体的な内容◎

① 属性や世代を問わない相談支援

本町では、従来の「介護」「障がい」「こども」「生活」の専門的な相談窓口を残しつつ、社会福祉協議会などにおいて、あらゆる困りごとに対応できる一次相談窓口を設置し支援を図ります。

一次相談窓口では、行政の各分野に寄せられた相談の集約を図るとともに、必要に応じて各分野へのフィードバックや支援調整を行うことで、これまで制度の対象となりにくかったケースや複合的な課題を抱えたケースに対し、より円滑なアプローチを行います。

さらに、一次相談窓口だけではなく各窓口でも随時相談ができる体制を維持し、場合によっては訪問を行い相談を受けることにより、より多くの事案を幅広く把握し、地域住民が「いつでも」「どこでも」「なんでも」「だれでも」利用できる相談支援体制の充実を図ります。

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
包括的な支援プラン作成のための関係機関の協議	未実施	6回/年

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆主な相談窓口◆

相談内容	相談窓口
一次相談窓口 〈どこに相談したらよいか分からない福祉に関する相談窓口〉	門川町社会福祉協議会 0982-63-7210
生活に関する相談(無料弁護士相談)	門川町社会福祉協議会 0982-63-7210
子育て・こどもに関する相談	門川町役場こども課 0982-63-1140
介護に関する相談	門川町地域包括支援センター 0982-63-1129 門川町役場福祉課 0982-63-1140
障がいに関する相談窓口	そうだんサポートセンターしらはま 0982-54-3010 門川町社会福祉協議会 0982-63-7210 門川町役場福祉課 0982-63-1140
こころの健康に関する相談 〈不眠・無気力・うつ・精神疾患・発達障害〉	門川町役場町民健康課 0982-63-1140 日向保健所健康づくり課 0982-52-5101
生活困窮に関する相談	門川町社会福祉協議会 0982-63-7210
生活保護に関する相談	門川町役場福祉課 0982-63-1140 宮崎県北部福祉こどもセンター 0982-32-6122
就労に関する相談	門川町社会福祉協議会 0982-63-7210 門川町役場福祉課 0982-63-1140 宮崎県北部福祉こどもセンター 0982-32-6122
成年後見制度等権利擁護に関する相談	成年後見センターかどがわ 0982-63-7210 門川町役場福祉課 0982-63-1140
ひきこもり・ケアラーに関する相談	NPO法人つながり 0982-66-0330 門川町社会福祉協議会 0982-63-7210 門川町役場福祉課 0982-63-1140
就学・教育に関する相談	門川町教育課 0982-63-1140
虐待に関する相談	門川町役場福祉課(高齢者・障がい) 0982-63-1140 門川町役場こども課(こども) 0982-63-1140 門川町地域包括支援センター(高齢者)0982-63-1140
配偶者や恋人などからの暴力(DV)に関する相談	門川町役場こども課 0982-63-1140 門川町役場福祉課 0982-63-1140
ボランティアなどの活動に関する相談	門川町社会福祉協議会 0982-63-7210

② アウトリーチ等を通じた継続的支援

重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ支援とは、支援が必要な人たちに対して問題が深刻化する前に関わり、信頼関係を築きながら、適切な支援を提供するための重要な活動です。

本町では、行政や関係機関が連携し、自ら必要な支援を求めることができない方のところへ積極的に出向き必要な支援に繋がります。また、地域の民生委員・児童委員やボランティアなどの地域資源を通じて、地域の課題や支援を必要としている方の把握に努め、ひきこもりや8050問題などこれまで見落とされていたケースの早期発見や課題やニーズに沿った必要な支援を継続的に提供できる体制づくりを進めます。

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
生活支援ボランティア養成研修	ボランティア登録者5名	ボランティア登録者10名

第4章 地域福祉の総合的な展開

「③ 地域づくり支援」と「④ 参加支援」

地域づくり支援と参加支援は、独立した活動ではなく相互に補完しあう車の両輪のような不可欠な関係にあります。**地域づくり支援**で、地域に居場所や活動の場などの多様な受け皿を整備し、**参加支援**で個別のニーズを元に受け皿へつなげ社会参加を支援します。

本町では、それぞれの属性に合わせた活動の場の提供や年齢や性別等の属性やひきこもりや障がいなど抱えている課題の種別にとらわれずだれでも参加できる居場所づくりを実施し、多様な人びとと交流できる場の提供を図ります。また、アウトリーチ支援等を通じて社会的に孤立しがちな方に対し、状況やニーズに合わせた多様な参加の機会を提供します。

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
居場所づくり	8カ所	10カ所
ネットワーク会議の開催	未実施	2回/年

門川町で実施している主な居場所活動は、41ページ【重点施策⑤】身近な居場所づくりの推進に掲載しています。

⑤ 多機関の協働

多機関の協働とは、福祉分野を超えた複数の関係機関が連携・協働して、支援困難な複合的課題を抱える人や世帯を切れ目なく包括的に支援するための仕組みです。これは、相談者や要支援者への直接的な支援を行うというよりも、相談を受けている支援機関が円滑に連携できるよう、調整機能を果たす「支援者支援」としての役割を担います。

本町では、NPO法人「つながり」を中核機関として、「高齢者」「障がい」「子育て」「困窮」等の各分野が連携し情報収集や提供、支援の方向性の検討、支援機関との調整を図りながら包括的な支援体制の整備を進めています。多機関協働の取組を強化したことにより、これまで分野ごとで対応してきた複合的な課題を抱えたニーズに対し、様々な支援のピースを組み合わせた包括的な支援の展開が図られ、より効果的で実効性のある対象者に寄り添った支援が可能となっています。

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
支援調整会議	設置 必要に応じて開催	設置 必要に応じて開催

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
常設総合相談事業の実施		○	○	○	○	○
地域包括支援センターの相談事業の実施		○	○	○	○	○
無料弁護士相談の実施		○	○	○	○	○
生活福祉資金貸付事業の実施（県社協事業）		○	○	○	○	○
たすけあい資金貸付事業の実施（本会事業）		○	○	○	○	○

第4章 地域福祉の総合的な展開

【重点施策⑦】生活困窮等への支援の充実

◆現状と課題、これからの取組◆

生活困窮者は、単に経済的に困窮しているだけではなく、複合的な課題を抱えているケースが少なくありません。さらに、課題が複合化した結果、自身の状況把握が困難となっていることや自尊心の低下、自身の問題に向き合う意欲の喪失等により、自ら必要な支援を求めることができない状態に陥っている場合もあります。課題解決のためには、生活困窮者からの相談を待つだけでなく、積極的なアウトリーチ支援を図り、生活困窮が疑われる人の存在やその人の抱える課題等の把握を行うことが重要です。本人の尊厳を確保しつつ、その気持ちに寄り添いながら、課題が複雑化・深刻化する前に早期かつ確実に必要な支援につなげることが求められています。

また、複合的な課題を抱える世帯の中には、教育や医療にかかる費用などの金銭的な負担感や不安を感じる世帯が多くみられます。このため、各種手当の支給の他、必要な資金の貸付けを含む経済的支援を行うとともに、医療費や教育費の助成、生活保護などの経済的な支援を行います。

◆地域や住民の取組◆

1. 地域活動を通して、地域の互助の関係づくりを行います。
2. 暮らしの中で「発見した」生活に困窮する方を、相談窓口につなぎます。

◆町の取組◆

1. 生活困窮者の自立支援に対応する相談窓口「生活困窮者自立相談窓口(社会福祉協議会)」の広報周知とともに、生活困窮者の把握に努め適切な支援を行います。
2. 相談窓口と連携しながら、相談者の抱えている課題を分析・評価し、そのニーズと状況に応じた自立支援を行います。

◆社協の取組◆

1. 生活困窮者自立相談支援事業の充実を図ります
2. 生活支援品支給事業（フードバンク等事業）の充実を図ります。
3. フードドライブ*事業を実施します。

*フードドライブ…食料の寄付を集めて、必要としている人々に届ける活動

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆門川町で実施している主な生活困窮支援事業◆

事業名	概要	実施機関・団体・担当課
自立相談支援事業 (再掲)	生活困窮者及び生活困窮者の家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行っています。また、地域住民が抱える困窮以外の諸問題についても幅広く相談を受け付けており、関係機関と連携し相談者の不安の解消、困窮の未然防止を図っています。弁護士相談も実施しています。	福祉課 社会福祉協議会
生活支援品支給事業 (フードバンク等事業)	生活が困窮している世帯に対し、自立を支援するため食料品の提供を行っています。 社会福祉協議会が行う事業の他に、学校法人順正学園と連携し、中学生以下のこどもを養育している世帯を対象に食料支援を行う「順正デリシャスフードキッズクラブ」も実施しています。	福祉課 社会福祉協議会
みやぎき安心セーフティネットワーク事業	電気やガスが止められた、家賃が払えない、医療費が払えないなど既存の制度やサービスでの即応的な対応が困難で緊急な対応が必要なケースに対して支援を行います。	社会福祉法人 ひまわり会
生活福祉資金貸付事業	失業や収入の減少、災害によって生活に困窮している世帯や、高齢、障がい、急な病気などにより生活が困難な世帯に対して、生活の立て直しや経済的な自立を促すことを目的として、資金の貸付と必要な相談支援を行います。	社会福祉協議会
就学援助	経済的な理由で生活に困窮している家庭に対し、学用品費・給食費・修学旅行費・校外活動費・医療費等を援助します。	教育課
無料定額診療事業	生活困窮者に対する医療相談や医療費の減免の支援を行っています。 無料定額診療事業の利用が困難な場合でも他に活用できる社会資源の提案や必要な情報の提供など専門職員(医療ソーシャルワーカーや社会福祉士)による相談が受けられます。	福祉課 済生会日向病院

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
関係機関との連絡調整会議の開催	4回/年	6回/年
フードバンク事業の利用拡充	利用回数上限4回/年	利用回数上限年6回/年
フードドライブ	未実施	2回/年

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
生活困窮者自立相談支援事業の実施		○	○	○	○	○
生活支援品支給事業(フードバンク等事業)の実施		○	○	○	○	○
フードドライブ事業の実施	◎	○	○	○	○	○
住まいの確保事業の実施	◎		検討			
成年後見事業の実施		○	○	○	○	○
日常生活自立支援事業の実施		○	○	○	○	○

第4章 地域福祉の総合的な展開

【重点施策⑧】ひきこもりの問題等社会的孤立者対策の推進

◆現状と課題、これからの取組◆

家族や地域社会とのつながりが希薄な社会的孤立の状態は、高齢者のみならず全世代に広がる深刻な問題の一つとなっています。背景には、経済的困窮、失業、病気、介護、死別、人間関係のトラブルといった複合的な要因が絡み合い、コロナ禍で対面交流の機会が減少したことも孤立を一層深める要因となっています。

このような要因の中でも、ひきこもりの状態が長期化し、80代の親が50代のひきこもりのこどもを支える8050問題は、親の年金や資産に依存して生活する世帯を経済的に追い詰めるだけでなく、親が要介護状態になることで親子が共倒れするリスクが高く、常態化する前に支援を行わなければならない課題の一つとなっています。さらに、近年において、子育てと親の介護を同時に行うダブルケアの問題や本来大人が担うようなケアを18歳未満のこどもが担うヤングケアラーの問題も顕在化しており、早急に取り組むべき課題となっています。

孤立している人の多くは、自ら助けを求めることにためらいを感じたり、支援制度の存在を知らなかったりするため、申請主義（手上げ方式）の支援では届き難く、また、本人に問題意識がない場合や、世間体を気にするあまり支援を拒否するなど、セルフネグレクト*に陥っているケースも少なくありません。

行政や社会福祉協議会、NPO法人等が相談窓口を設けているものの、ひきこもりなどの社会的孤立の問題は、多くの場合潜在化しやすく、どのようにニーズを発見し支援につなげるかという課題があります。

本町では、社会的孤立の課題解決に向け、ひきこもり当事者や家族のもとへ積極的に出向くアウトリーチ支援の強化を図り、行政、福祉、医療、NPOといった多機関が連携して孤立者をチームで支える体制づくりを進めます。

また、8050問題のような複雑な事例に対応できる専門性の高い支援員の育成を図るとともに、属性や世代にとらわれない多様な居場所づくりを通じて、孤立者が社会とのつながりを持てる機会を創出し、加えて、社会全体で孤立の問題への理解を深めるための啓発など、孤立者やその家族が孤立感から解放されるようなサポート体制の構築を推進します。

*セルフネグレクト…自分の健康や生活環境を守れなくなり、食事や衛生、医療、住環境の管理を放置してしまう状態

◆地域や住民の取組◆

1. 地域活動を通して、地域の互助の関係づくりを行います。
2. 暮らしの中で「発見した」困りごとを抱えた方を、相談窓口につなぎます。

◆町の取組◆

1. 属性や世代にとらわれない多様な居場所づくりを通じて、孤立者が社会とのつながりを持てる機会を創出します。
2. 社会全体で孤立の問題への理解を深めるため、地域住民に対し積極的な啓発に努めます。
3. ケアラー支援に対する社会的認知度の向上に向けた普及啓発に取り組みます。
4. ケアラーの早期発見、早期支援に繋げるため、地域資源や関係機関との連携体制を強化します。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 積極的なアウトリーチ支援の強化に努めます。
2. 専門性の高い支援員の育成に努めます。
3. ケアラーの早期発見、早期支援に繋げるため、地域資源や関係機関との連携体制を強化します。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆門川町で実施している主なひきこもりの問題等社会的孤立者対策◆

事業名	概要	実施機関・団体・担当課
自立相談支援事業 (再掲)	生活困窮者及び生活困窮者の家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行っています。また、地域住民が抱える困窮以外の諸問題についても幅広く相談を受け付けており、関係機関と連携し相談者の不安の解消、困窮の未然防止を図っています。弁護士相談も実施しています。	福祉課 社会福祉協議会
多機関協働による包括的支援体制構築事業	支援機関との調整を図りながら包括的な支援体制の整備を進めています。また、本事業では、社会的孤立の課題解決に向け、ケアラーやひきこもり当事者、その家族のもとへ積極的にアウトリーチ支援を行いながら、行政、福祉、医療、NPO といった多機関が連携して孤立者をチームで支える体制づくりを進めています。	福祉課 社会福祉協議会 NPO 法人つながり
要保護児童対策 地域協議会	児童虐待等の発生の予防、早期発見、早期対応に取り組むほか、非行、引きこもり、不登校若しくは障がい等、何らかの支援を必要とする児童生徒について、自立に至るまでの切れ目ない支援を各機関と連携して取り組んでいます。	こども課 教育課
産前産後サポート事業	核家族化や女性の社会進出が進む中で、出産・育児をめぐる環境が変化し、孤立する妊産婦が少なくありません。本町では、相談支援やサロン活動を通じて、妊娠期から子育て期に渡る母子の心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるよう支援しています。特に支援が必要な妊産婦を対象に、訪問支援も実施しています。	こども課
包括的支援事業 (再掲)	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者の生活を支えるための事業です。高齢者やその家族が抱えるあらゆる悩みや困りごとについて、総合的な相談を受け付けています。また、介護・医療・福祉など専門的な知識に基づいて、問題解決に向けた助言や必要なサービスの情報提供を行います。	地域包括支援センター
プラットフォーム (再掲)	高齢者や障がいがある方、引きこもりの方などだれもが気軽に集える居場所です。 ひきこもりの方やその家族が相談できる場の提供や同じ悩みを抱えた方同士が相談し合える「家族会」も実施しています。	NPO 法人つながり

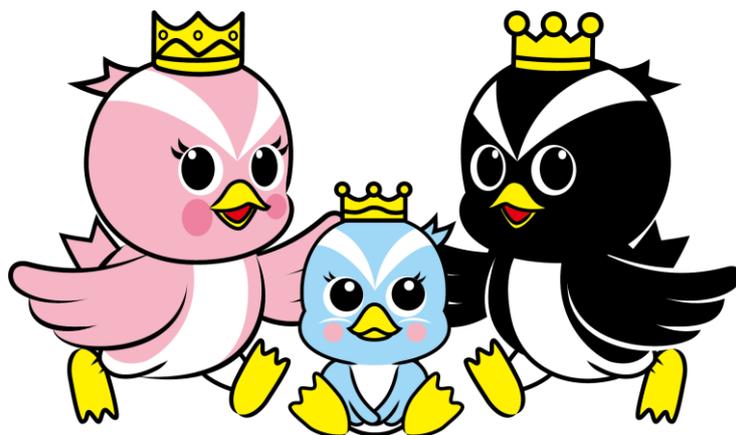
第4章 地域福祉の総合的な展開

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
居場所づくり(プラットカフェ)	週1日実施	週2日実施
支援員のための研修会の実施	未実施	1回/年 30名参加
ひきこもりについての講演会の実施	未実施	1回/年 30名参加

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
地区福祉推進委員、民生委員等による見守り活動の実施		○	○	○	○	○
成年後見事業の実施【再掲】		○	○	○	○	○
日常生活自立支援事業の実施【再掲】		○	○	○	○	○



第4章 地域福祉の総合的な展開

【重点施策⑨】虐待や暴力(DV)の防止対策の推進

◆現状と課題、これからの取組◆

子育て中の親や、高齢者・障がいのある方の介護者が、様々な不安や悩みについて、誰にも相談できずに、虐待に発展してしまうことがあります。

虐待は、核家族化や地域のつながりの希薄化などの社会様式の変化や価値観の多様化、生活困窮などの要因が複雑に絡み合い、世帯の孤立化や子育てや介護への不安感や負担感の増大に起因しているとも言われています。

また、虐待やパートナーからの暴力(DV)は、外から発見しにくく、世間体を気にして相談することに抵抗感を持つケースや自身の能力的な問題や恐怖心から被害の声を上げられずに誰にも相談できないケースが少なくなく、潜在化する傾向にあります。

虐待やDVを未然に防ぐためには、課題を抱える家庭を孤立させないように、地域で見守り、支え合うことが重要です。

このため、本町では、小さな変化やSOSのサインを見逃さないよう民生委員・児童委員や福祉推進委員などの地域資源と連携し、地域における見守り体制の強化を進めるとともに、ワンストップで必要な相談窓口につながる仕組づくりを進め、早期発見・早期対応を図ります。

◆地域や住民の取組◆

1. 地域資源と協力して助け合える地域づくりを目指します。
2. 虐待の疑いがある世帯を発見したらためらわず、身近な相談窓口につながります。

◆町の取組◆

1. 関係機関と連携し、早期発見・早期対応に努めます。
2. 社会全体で虐待やDVの問題への理解を深めるため、地域住民に対し積極的な周知・啓発に努めます。
3. 虐待やDV等の発生防止、早期発見、早期対応から対象者の保護、自立に至るまでの切れ目のない支援を関係機関及び地域資源と連携し取り組みます。
4. DV被害に遭った家庭が安心して暮らせるよう、住居確保の取組を進めます。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 積極的なアウトリーチ支援の強化に努めます。
2. 民生委員・児童委員や福祉推進委員などの地域資源に対し、スキル向上のための研修を実施します。
3. 住民対象の虐待及びDVに関する研修会を実施します。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆門川町で実施している主な虐待や暴力(DV)の防止対策の推進事業◆

事業名	概要	実施機関・団体・担当課
虐待・DV対応業務	虐待・DV対応、各相談対応・支援を関係機関と連携を図り対応しています。	福祉課 (高齢者・障がい者) こども課 (こども・DV) 教育課 (児童生徒)
自立相談支援事業 (再掲)	生活困窮者及び生活困窮者の家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行っています。また、地域住民が抱える困窮以外の諸問題についても幅広く相談を受け付けており、関係機関と連携し相談者の不安の解消、困窮の未然防止を図っています。弁護士相談も実施しています。	福祉課 社会福祉協議会
包括的支援事業 (再掲)	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者の生活を支えるための事業です。高齢者やその家族が抱えるあらゆる悩みや困りごとについて、総合的な相談を受け付けています。また、介護・医療・福祉など専門的な知識に基づいて、問題解決に向けた助言や必要なサービスの情報提供を行います。	地域包括支援センター

◆実施項目◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
地域資源等に対する研修会の実施	1回/年	2回/年
地域資源等が地域での活動を軽減するための取組 (ICT、AIの活用の充実)	タブレット端末の整備 10台	タブレット端末の整備 15台
門川町内での避難先の確保	0か所	1か所

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
虐待に関する情報の提供		○	○	○	○	○
虐待に関する研修会の開催		○	○	○	○	○
虐待防止ネットワークとの連携		○	○	○	○	○

第4章 地域福祉の総合的な展開

【重点施策⑩】自殺対策の推進

◆現状と課題、これからの取組◆

我が国の年間自殺者数は、平成10年に急増してから10年以上3万人前後で推移していましたが、平成18年に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる年次推移は減少傾向に転じていますが、それでも、依然として2万人を超える水準で推移している状況にあります。本町においても令和元年からの5年間で21名の方が自殺により亡くなっています。

自殺は誰にでも起こり得る身近な問題であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題でもあります。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。そのためには、自殺の要因となり得る健康問題や勤務問題、人間関係や生活困窮、ひきこもり等、様々な分野で支援に当たる機関や社会資源の連携が不可欠です。

本町では、継続して、地域・行政・医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関と情報を共有し、連携強化を図りながら自殺対策を推進します。

また、自殺対策を進める上で、住民一人ひとりが自殺は誰もが起こり得る身近な問題であることを認識する必要があります。身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早期に気づき、相談窓口につなぎ、見守っていけるよう、広報活動や教育活動等に継続して取り組みます。

◆地域や住民の取組◆

1. 地域資源と協力して助け合える地域づくりを目指します。
2. 自殺問題の現状や対策の重要性に理解と関心を深めます。
3. 身近な人の心の不調に気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて相談窓口につなぎます。

◆町の取組◆

1. 自殺対策を支える人材育成、相談支援を進めます。
2. 地域住民に対し積極的な自殺対策の啓発に努めます。
3. 関係機関との情報共有を図り連携・協働の強化に努めます。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 民生委員・児童委員や福祉推進委員等地域で活動する地域資源のスキル向上のための取組を進めます。
2. 地域での見守り・声かけ活動や生きがいづくりを進める活動を支援し、自殺対策を推進します。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆門川町で実施している主な自殺対策事業◆

事業名	概要	実施機関・団体・担当課
門川町自殺対策推進協議会	自殺対策基本法に基づき、関係機関、関係団体などが連携・協働し自殺対策の推進を図っています。	町民健康課
自立相談支援事業 (再掲)	生活困窮者及び生活困窮者の家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行っています。また、地域住民が抱える困窮以外の諸問題についても幅広く相談を受け付けており、関係機関と連携し相談者の不安の解消、困窮の未然防止を図っています。弁護士相談も実施しています。	福祉課 社会福祉協議会
多機関協働による包括的支援体制構築事業 (再掲)	支援機関との調整を図りながら包括的な支援体制の整備を進めています。また、本事業では、社会的孤立の課題解決に向け、ケアラーやひきこもり当事者、その家族のもとへ積極的にアウトリーチ支援を行いながら、行政、福祉、医療、NPOといった多機関が連携して孤立者をチームで支える体制づくりを進めています。	福祉課 社会福祉協議会 NPO 法人つながり
障がい者相談支援事業 (障がい者基幹相談支援センター) (再掲)	障がいのある人が地域で安心して生活ができるように多様な相談に専門職員が対応します。また、関係機関の相談員と連携・協働して地域のネットワークづくりを推進します。	福祉課
包括的支援事業 (再掲)	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者の生活を支えるための事業です。高齢者やその家族が抱えるあらゆる悩みや困りごとについて、総合的な相談を受け付けています。また、介護・医療・福祉など専門的な知識に基づいて、問題解決に向けた助言や必要なサービスの情報提供を行います。	地域包括支援センター

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
自殺対策を支える人材育成の強化 (ゲートキーパーの育成) 養成講座の実施	2回/年開催	2回/年開催 充実・強化
住民への啓発と周知の強化	町広報誌への掲載 2回/年	町広報誌への掲載 2回/年 啓発リーフレットの回覧 1回/年

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
地区福祉推進委員、民生委員等による見守り活動の実施		○	○	○	○	○
消費者被害に関する情報の提供		○	○	○	○	○
消費者被害に関する研修会の開催		○	○	○	○	○

第4章 地域福祉の総合的な展開

【重点施策⑪】再犯防止対策の推進

◆現状と課題、これからの取組◆

全国的に、刑法犯で検挙される人の数は減少傾向にありますが、刑法犯の検挙人員全体に占める再犯者の割合は、近年約5割に達する高い水準が続いています。

罪を犯した人の中には、「住むところがない」「仕事がない」「薬物依存がある」「孤独、頼れる人がいない」といった「生きづらさ」がハードルとなり、犯罪や非行を繰り返してしまう人が少なくありません。この中には、高齢者や障がい者等、福祉的な支援を必要とする人も含まれています。高齢者や障がい者等を含め、罪を犯した人が犯罪や非行を繰り返さないよう、社会から排除・孤立させることなく、再び受け入れて、立ち直りを支えていくためには、住居や就労、福祉サービス、生活困窮等への支援の体制づくりが重要です。

本町では、安心・安全なまちづくりや再犯防止推進のために、保護司や更生保護女性会などの更生保護ボランティアが活動しています。しかし、近年では、更生保護ボランティアの高齢化の進行や担い手不足などによって、継続的な体制の確保や活動が難しい状況にあります。また、再犯防止の取組は、地域住民にとって馴染みが薄いため、十分に認知されていないなどの課題もあります。

そのため、本町では、持続的な再犯防止の取組を進めるため更生保護ボランティアとの一層の連携や支援を図るとともに、広く地域住民に理解を得られるよう、広報・啓発活動を推進し、更生保護活動の担い手が活動しやすい環境づくりを支援していきます。

保護司とは

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から地域社会に戻ってきたとき、スムーズに社会復帰を果たすことができるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める犯罪予防活動を行っています。

※法務省のホームページより引用

更生保護女性会とは

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

※法務省のホームページより引用

門川町更生保護女性会では、刑務所などの矯正施設への慰問を通じ、一人ひとりが人として尊重され、心豊かに生きられる社会づくりを目指しています。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆地域や住民の取組◆

1. 「社会を明るくする運動」や「再犯防止の取組」に理解と関心を深めます。
2. 社会復帰をした人への人権等の配慮に留意します。

◆町の取組◆

1. 保護司会の活動を支援し、更生保護活動の担い手が活動しやすい環境づくりを進めます。
2. 関係機関や団体と連携して「社会を明るくする運動」や「再犯防止の取組」を推進します。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 犯罪や非行をしてしまったが、立ち直ろうとしている人の生活の安定のために、相談・支援の充実を図ります。
2. 住居確保や就労支援の充実に努めます。

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
生活困窮者自立相談支援事業の実施【再掲】		○	○	○	○	○
生活福祉資金貸付事業の実施【再掲】		○	○	○	○	○
たすけあい資金貸付事業の実施【再掲】		○	○	○	○	○
保護司会等に対する活動支援		○	○	○	○	○

第4章 地域福祉の総合的な展開

(4) 安心して暮らせる体制づくりを進めます。

【重点施策⑫】 地域の見守り体制の強化

◆現状と課題、これからの取組◆

地域における見守り体制づくりは、高齢化や核家族化、国際化、地域コミュニティの希薄化といった社会変化を背景に、孤立しがちな住民を地域全体で支える取組として重要性を増しています。

地域の現状としては、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉推進委員や地域のボランティア等が連携を通じて多様な見守り活動が進められています。特に、住民自身が主体となっているオレンジカフェ等の居場所支援の活動や、児童生徒の登下校時の見守り活動は、地域における見守りの土台となっています。

一方で、民生委員・児童委員や地域ボランティア等、地域で活動する資源の高齢化による担い手不足や自治会の加入率低下などによるマンパワー不足が深刻化しています。また、見守りの対象が高齢者だけではなく、子育て世帯やひきこもり、障がいなど多様化、複合化しており、見守る側の負担の増大も課題となっています。

これらの現状と課題を踏まえ、本町では、相談支援・参加支援・地域づくり支援の3つを一体的に進める「重層的支援体制整備事業」を推進し、民生委員・児童委員や福祉推進委員、地域ボランティアなど既存の地域資源を活かした包括的な見守り体制の強化を図ります。また、担い手の育成や確保を進めるため、地域での見守り活動の広報・啓発を推進するとともに、タブレット端末やスマートフォンの見守りアプリなどICTを活用した見守り活動の充実やAIを活用した課題解決の方策を図り、支援者の負担軽減に努めます。

◆地域や住民の取組◆

1. 民生委員・児童委員や福祉推進委員の活動に理解・関心を持ち協力します。
2. 地域行事、地域のボランティア活動に参加します。

◆町の取組◆

1. 重層的支援体制整備事業を推進し、既存の地域資源を活かした包括的な見守り体制の強化を図ります。
2. ICTを活用した地域活動の支援を進め、支援者の負担軽減に努めます。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 民生委員・児童委員や福祉推進委員等地域で活動する地域資源の担い手育成・確保のための広報・啓発に努めます。
2. 地域での見守り活動を支援し、スキル向上のための取組を進めます。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
支援者の負担軽減 (ICT、AIの活用の充実)	タブレット端末の整備 10台	タブレット端末の整備 15台
住民への啓発と周知の強化 (広報誌等)	1回/年	4回/年

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
地区福祉推進委員、民生委員等による見守り活動の実施		○	○	○	○	○
SOS徘徊高齢者ネットワーク会議の参加		○	○	○	○	○
こども見守りネットワーク推進会議の開催		○	○	○	○	○
登下校時の見守り活動の推進		○	○	○	○	○
夜間及び新学期の巡回パトロールの実施		○	○	○	○	○



第4章 地域福祉の総合的な展開

【重点施策⑬】災害時の支援体制の充実

◆現状と課題、これからの取組◆

近年、全国各地で大雨による河川の氾濫や土砂崩れなど大規模な自然災害が発生し、地域に甚大な被害をもたらしています。特に、南海トラフを震源とする巨大地震については、今後30年以内の発生確率が60%~90%と言われており、沿岸部である門川町は、大きな揺れの被害に加え、津波による被害も想定されています。災害から身を守るためには、災害に対する理解や事前の備えを十分に行い、「自助」「共助」「公助」の取組を推進し、災害に強い地域づくりを進める必要があります。

災害に強い地域づくりを進めるために、日頃から地域において高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」の所在や状況を把握し、避難時における安否確認や避難支援が行えるよう、「避難行動要支援者名簿」の整備を進めるとともに、避難行動に支援が必要な人の一人ひとりの具体的な避難方法等を定めた「個別避難計画」の作成を推進する必要があります。加えて、災害発生時には、地域における住民同士の助け合いが重要になることから、自主防災組織による要配慮者が参加した避難訓練の実施や意識啓発の活動など、平時からの取組が求められます。

◆地域や住民の取組◆

1. 災害時に、状況に応じた適切な行動がとれるよう、災害についての理解や防災についての取組に関心を持ち自助力を高めます。
2. 災害時に発信される情報を収集し、早めの避難に努めます。
3. 自主防災組織の活動をはじめ、地域で見守り助け合うための取組を推進し共助力を高めます。
4. 非常用持出品の準備やハザードマップ等による避難場所・避難ルートの確認を行い災害に備えます。

◆町の取組◆

1. 防災メール等の活用により、災害関連情報を迅速に周知します。
2. 指定避難所や福祉避難所の確保を進め、避難場所の環境改善を図り適切な運営に努めます。
3. 地域の防災力向上のため防災講話や防災訓練を推進し、自主防災組織の組織力強化を推進します。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 災害時に、状況に応じた適切な行動がとれるよう、災害や防災に関する知識等の普及に努めます。
2. 迅速に災害ボランティアセンターの設置・運営ができるよう訓練等によるスキルの向上を図ります。
3. 地域の災害ボランティア活動を支援し人材育成を図るとともに、災害ボランティアネットワークの拡充を図ります。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
災害ボランティアセンター運営訓練	1回/年 80名参加	1回/年 100名参加
福祉避難所	2箇所	3箇所

◆関連する計画◆

計画名	担当課
門川町地域防災計画	総務課

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
災害ボランティア推進協議会の事務局運営と活動の推進		○	○	○	○	○
災害ボランティアに関する研修会の開催		○	○	○	○	○
災害ボランティアセンター実務訓練の実施		○	○	○	○	○
災害弱者（高齢者・障がい者・こども等）に対する支援		○	○	○	○	○
個別避難計画に関する会議の参加	○	○	○	○	○	○
自主避難につなげる介護予防活動の推進	○	○	○	○	○	○

基本目標3

持続可能な地域福祉を推進するための基盤づくり

(5) 地域福祉に関心を持つ機会づくりを進めます。

【重点施策⑭】 地域福祉に「触れる」・「学ぶ」機会づくりの推進

◆現状と課題、これからの取組◆

地域住民が地域の困りごとに気づき、「何かできることはないか」と考える機会を増やすことは、地域福祉活動を広げ、多くの住民の問題意識と助け合いの心を育てるために非常に重要です。

しかし、普段から福祉について考える人は少ないのが現状です。これは、自分や家族が福祉サービスを必要とする状況にならないと、詳しい情報を求めることが少ないためです。

現在行われている福祉に関する学習は、福祉活動に携わる人や福祉施設の専門職向けの研修が多い傾向にあります。そのため、子どもや若者、子育て世代といった多様な層が、福祉を「自分ごと」として捉え、深く考える機会が不足していることが課題です。

本町では、この課題に対し、小中高等学校を「社会福祉普及推進校」に指定しています。

各学校では、アイマスクや車いす、手話や点字などの福祉体験、また、町内の高齢者クラブと連携し、グラウンドゴルフや昔遊び体験など、多世代間の交流を積極的に実施し福祉を学ぶ機会をつくっています。

しかし、各地区の公民館で実施している「いきいきサロン」、認知症高齢者に対する「オレンジカフェ」、地域のつながりを強める「子ども食堂」など地域活動の担い手は不足しています。

本町では、子どもから大人まですべての世代が福祉に対する理解を深め、自分から福祉活動に参加できるような機会をさらに増やしていきます。

◆地域や住民の取組◆

1. 福祉について日頃から関心を持ちます。
2. 福祉に関する学習会に参加します。
3. 福祉に関するイベントに参加します。

◆町の取組◆

1. 住民が福祉を学ぶ機会をつくります。
2. 社会福祉功労者表彰式を開催し、福祉活動への参加の機運を高めます。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 町内小中高等学校を社会福祉普及推進校に指定し、児童生徒の福祉教育を推進します。
2. 福祉に関する情報を住民に発信していきます。
3. 福祉ふれあい祭りを開催し、住民の福祉意識を高めていきます。
4. 福祉推進大会を開催し、福祉を学ぶ機会をつくります。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
福祉ふれあい祭り	参加者 1,500 名	参加者 2,000 名
児童生徒の福祉への意識向上	—	関心度 75%

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
社会福祉普及推進校の指定		○	○	○	○	○
福祉教育に関する情報の提供		○	○	○	○	○
福祉教育に関する活動費の助成		○	○	○	○	○
学校運営協議会の参加		○	○	○	○	○
門川町福祉推進大会の開催（社協主催）		○	○		○	○
門川町保健福祉大会の開催（門川町主催）				○		
福祉人材育成に関する取組の充実（実習受入など）		○	○	○	○	○
福祉ふれあい祭りの開催		○	○	○	○	○

第4章 地域福祉の総合的な展開

【重点施策⑮】情報の提供・発信の充実

◆現状と課題、これからの取組◆

福祉に関する情報は、行政機関や社会福祉協議会、福祉団体などが主体となって、広報誌、ホームページ、イベントなどを通じて提供されています。

最近では、ウェブサイトを活用した情報発信を行い、災害時などの緊急時には、災害メールなどの発信をし、若者が情報を得やすい取組も進められています。

住民が抱える課題は、介護、子育て、障がい福祉、虐待など様々な課題が複合化しており、それらを解決するための各制度も多様化・複雑化しています。そのため福祉に関する情報は多岐にわたり、専門用語も多いため、一般の住民にとっては理解しにくいという課題があり、特に、高齢者や障がい者、外国籍住民などは必要な情報が取得しにくいと言われています。

また、情報の発信についても、一方的な発信になりがちで、住民のニーズに合わせたきめ細やかな情報提供が不足している場合があります。さらに、情報発信を担う人材が不足しており、定期的で継続的な情報発信を行うことが困難であるとともに、SNS運用など新しい情報発信手段に対応できるスキルを持った人材が不足しています。

従来の町広報や社協だより、班回覧、掲示板活用に加えホームページの充実を図るとともに、SNS発信等の情報の発信について、住民が必要な情報を必要な時に素早く取得できるよう、分かりやすい情報発信に努めます。

◆地域や住民の取組◆

1. 町広報や社協だより、班回覧、掲示板、ホームページ等で福祉情報を把握します。
2. スマートフォン教室などに参加し、ICTやAIについて知識を増やします。
3. 社会福祉協議会の福祉活動について学びます。

◆町の取組◆

1. 町広報を毎月発行し福祉情報を伝えます。
2. 町ホームページやSNSによる情報発信に努めます。
3. 町内掲示板、班回覧を活用し福祉情報の提供を図ります。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 社協だよりを毎月発行し福祉情報を伝えます。
2. ホームページによる情報発信に努めます。
3. 社協パンフレットを配布し、社協活動の周知を図ります。
4. AIを活用して興味や関心を引く福祉情報を作成し、ICTを活用した情報の発信に努めます。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
広報誌(町広報、社協だより)の発行	実施	月1回
ホームページによる情報発信(町、社協)	実施	1回以上/月更新
社協パンフレットの発行	実施	1回/年更新
ICT・AIを活用した福祉情報の提供	公式LINE(町)	SNSでの情報発信(社協)

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
社協だよりの発行(月1回)		○	○	○	○	○
ホームページによる情報発信		○	○	○	○	○
社協パンフレット配布		○	○	○	○	○
町内掲示板(地区・企業・学校・施設等)の活用		○	○	○	○	○
ICT・AIを活用した福祉活動の推進		○	○	○	○	○
介護予防に関する情報の提供		○	○	○	○	○
介護予防に関する研修の開催		○	○	○	○	○

第4章 地域福祉の総合的な展開

(6) 地域福祉の担い手の育成を進めます。

【重点施策⑩】 民生委員・児童委員活動の充実

◆現状と課題、これからの取組◆

民生委員・児童委員は、住民にとって最も身近な相談者であり、高齢者・障がい者・こども等への訪問を通して住民の生活状況や地域の実情を把握し、様々な相談に応じ、地域課題の解決のために幅広い活動を行っています。また、必要な支援やサービスへとつなぐ「つなぎ役」としての役割も担っており、地域福祉の中心的な存在です。

近年、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、認知症高齢者の増加・児童虐待・生活困窮・避難行動要支援者の把握など福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で地域のつながりは弱くなり、地域活動が停滞しています。

そのような中、民生委員・児童委員に対する期待は大きく、さらに委員の高齢化も進み民生委員・児童委員のなり手は減少傾向が続いています。「つなぎ役」であったはずの民生委員・児童委員の活動が今は複雑で専門性も求められており、個人情報の取り扱いに関する難しさも相まって活動上の負担感が増しています。

本町では民生委員・児童委員の活動をサポートし、民生委員・児童委員の負担軽減や継続しやすい環境づくりに努めていきます。

◆地域や住民の取組◆

1. 民生委員児童委員・児童委員活動について学びます。
2. 民生委員児童委員・児童委員活動に協力します。

◆町の取組◆

1. 民生委員・児童委員に関する活動費の補助を行います。
2. 民生委員・児童委員の選任に関する業務を行います。
3. 民生委員・児童委員の負担軽減につながる支援を行います。
4. 支援が必要な方の情報について個人情報保護に配慮し、民生委員・児童委員と連携を図ります。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 民生委員・児童委員協議会の事務局として民生委員・児童委員活動の支援を行います。
2. 民生委員・児童委員が活動しやすい取組を行います。
3. 民生委員・児童委員の負担軽減につながるサポートを行います。

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
民生委員・児童委員に対するスマートフォン等ICT・AI活用教室の開催	2回/年	3回/年
民生委員・児童委員の活動の紹介	—	広報誌の発行 2回/年

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
民生委員児童委員協議会事務局支援		○	○	○	○	○
民生委員活動支援に関する取組		○	○	○	○	○
民生委員児童委員の負担軽減を目的とした取組		○	○	○	○	○

第4章 地域福祉の総合的な展開

【重点施策⑰】 地域ボランティア等への支援の充実

【現状と今後の取組】

地域ボランティアの活動は、高齢者の見守りや生活支援、子育て支援、環境保護、防災・減災、まちづくりなど多岐にわたります。

また、NPO 法人や企業においても、地域貢献や社会的責任の考え方から、積極的に地域課題の解決に取り組むようになっていきます。

現在、地域福祉の中心を担うべき社会福祉協議会は、困りごとを抱える人々への見守りや声かけ、手助けといった支え合い活動や、地域共通の課題解決に向けた活動を推進しています。

しかしながら、地域ボランティア活動は高齢化などを要因として担い手不足に陥っています。さらに、アンケートでもありましたが、ボランティア活動への参加意欲はあっても、参加するきっかけがない、時間がないといった理由で活動につなげていない人も多いのが現状です。

一方で、本町では、ボランティア連絡協議会がボランティア活動の中心となり400名近い会員がそれぞれの分野で活動をしています。また、門川高等学校の学生ボランティア、門川中学校のボランティアクラブ「happiness」が地域行事などに参加しています。これらのボランティア活動者や団体が連携を図ることにより、新たなボランティア活動の創出や新たな人材を確保し、地域の課題解決に向けた活動を支援していきます。

◆地域や住民の取組◆

1. 門川町のボランティア活動について学びます。
2. 門川町のボランティア活動に参加します。

◆町の取組◆

1. ボランティア活動の拠点(場所)の確保を支援します。
2. ボランティア活動資金の補助を行います。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. ボランティア連絡協議会の事務局としてボランティア活動の支援を行います。
2. 育成会、地域婦人会、高齢者クラブ等各地区で活動している団体の活動の活性化につながる支援を行います。
3. ボランティア活動についての情報発信に取り組みます。
4. NPO法人や企業との連携を強化しボランティア活動の充実を図ります。
5. 気軽にボランティア活動に参加できる仕組づくりを図ります。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
福祉団体等助成金	4団体	5団体
学生ボランティアと地域や企業との連携の取組	未実施	3回/年
ボランティア活動の情報発信	広報誌の発行 2回/年	広報誌の発行 4回/年

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
福祉団体等事務局の設置						
・民生委員児童委員協議会【再掲】		○	○	○	○	○
・ボランティア連絡協議会		○	○	○	○	○
・高齢者クラブ連合会		○	○	○	○	○
・宮崎県共同募金会 門川町共同募金委員会		○	○	○	○	○
活動の活性化につながる情報の提供		○	○	○	○	○
各種研修会の開催		○	○	○	○	○

第4章 地域福祉の総合的な展開

【重点施策⑱】 専門性の向上の取組の実施

◆現状と課題、これからの取組◆

地域住民が抱える生活課題は、近年、複雑化・多様化するとともに、高度化・専門化しています。これらの課題に適切に対応していくためには、住民への支援体制の充実だけでなく、各分野における支援者の専門的な知識やスキルを継続的に向上させていくことが重要です。

しかし、課題が高度化・複雑化・多様化する中で、住民自身が課題を十分に認識できず、どのように対応すればよいのか、また、どこに相談すればよいのか分からない状況が生じています。その結果、行政や専門機関へ相談できないまま、課題が深刻化してしまうケースが少なくありません。

一方、困難な支援を要する事例については、行政や専門機関が中心となって対応する傾向が強く、支援を必要とする本人やその家族が課題を主体的に捉え、解決方法を学ぶ機会を得られないまま支援が継続されることがあります。このような状況では、支援が行政や専門機関に任せきりとなり、住民の課題解決力が十分に育まれないだけでなく、支援者側においても、限られた関係性や枠組みの中での対応にとどまりやすくなります。

こうした課題に対応するためには、地域住民の活動と行政・専門機関の支援をつなぎ、支援する側とされる側が協働する場や仕組を構築することが必要です。地域の中で住民と専門職が関わり合いながら支援を行うことで、住民は課題への気づきや対応力を高めることができるとともに、支援者は多様な生活背景やニーズに触れ、実践を通じて専門性やスキルを磨くことが可能となります。

このような協働の取組は、個別支援の質の向上にとどまらず、専門職同士の学び合いや分野横断的な連携を促進し、支援者全体の専門性の向上にもつながります。さらに、地域に根ざした実践を通じて得られた知見を共有することで、地域全体の支援力の底上げが期待されます。

地域住民の生活の質の向上を目的に、地域住民、行政、関係機関・団体等が相互に連携・協働し、住民の主体性を育むとともに、支援する側がよりよい専門性やスキルの向上を図れる環境づくりに努めていきます。

◆地域や住民の取組◆

1. サービスの質が高まるよう事業所に課題を伝えます。
2. 第三者評価などを確認しサービスを選択します。

◆町の取組◆

1. サービス事業所の指導ができるよう職員の専門性を高めるための研修に参加します。
2. 町外の先進的な取組を研究し情報を発信します。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 公民館等で介護教室を実施し住民の福祉に関する知識の向上に努めます。
2. 現在の制度では対応しきれない課題解決について新たなサービスの検討を行います。
3. 福祉知識の向上を目的とした住民対象の研修会を実施します。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
地域包括ケア会議での課題把握	2回/年	4回/年
介護教室の実施	未実施	3回/年
福祉に関する研修会の実施	17回/年	20回/年

◆社会福祉協議会が推進する事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
特定事業所加算等の取得						
・居宅介護支援事業特定事業所加算の取得		○	○	○	○	○
・訪問介護事業所の特定事業所加算の取得		○	○	○	○	○
・通所介護事業 提供体制加算の取得		○	○	○	○	○
新しいサービス開発に関する検討		○	○	○	○	○
地域包括ケア会議でのニーズの把握		○	○	○	○	○

第4章 地域福祉の総合的な展開

(7) 多機関の協働の取組を進めます。

【重点施策⑱】多機関連携のネットワークの強化

◆現状と課題、これからの取組◆

少子高齢化、核家族化、価値観の多様化、生活不安の増大などにより、地域社会の課題は複雑化・多様化しています。高齢の親と無職のこどもが同居する「8050問題」や、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」のように一つの世帯が複数の課題を抱えるケースが増えています。

これらの課題は、従来の縦割り型サービスでは対応が困難となります。

さらに、既存の制度では拾いきれない軽易な手助けや、問題解決能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない人など、「制度の谷間」にいる人々が存在します。

多機関連携はこれらの課題に対し複数の機関が連携し、包括的な支援システムを構築することで、支援の網の目からこぼれ落ちる人をなくすことを目指します。複数の機関が連携し、それぞれの専門性を活かすことで、より包括的で質の高い支援が提供できます。また、情報の共有や役割分担を明確にすることで、支援の重複を防ぎ、効率的なサービス提供にもつながります。

多機関連携は、地域住民一人ひとりが役割を担い、お互いを支え合う「地域共生社会」の実現に向けた重要なステップです。行政や専門機関だけでなく、地域住民、ボランティア、NPOなども連携することで、地域全体の課題解決能力が高まり、誰もが孤立しない地域づくりが進みます。

多機関連携によるネットワークの強化を図り、地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現に取り組みます。

◆地域や住民の取組◆

1. 地域の課題把握に努め、地域の課題を関係機関に伝えます。
2. 地域の課題解決に協力します。

◆町の取組◆

1. 地域の課題把握のための体制を整備します。
2. 多職種連携による包括的な支援システムを構築します。

◆社会福祉協議会の取組◆

1. 保健、医療、福祉関係機関との連携を図ります。
2. サービス事業所の連絡会議を開催します。
3. 関係機関・団体へ適切につなぎ、調整できる人材の育成を行います。

第4章 地域福祉の総合的な展開

◆取組指標◆

主な取組	現況(令和7年度)	目標(令和12年度)
ケアマネージャー連絡会の開催	4回/年	6回/年
介護サービス事業所連絡会の実施	未実施	2回/年
障がい者自立支援協議会の開催	1回/年	3回/年
人材育成につながる研修会の開催	6回/年	10回/年

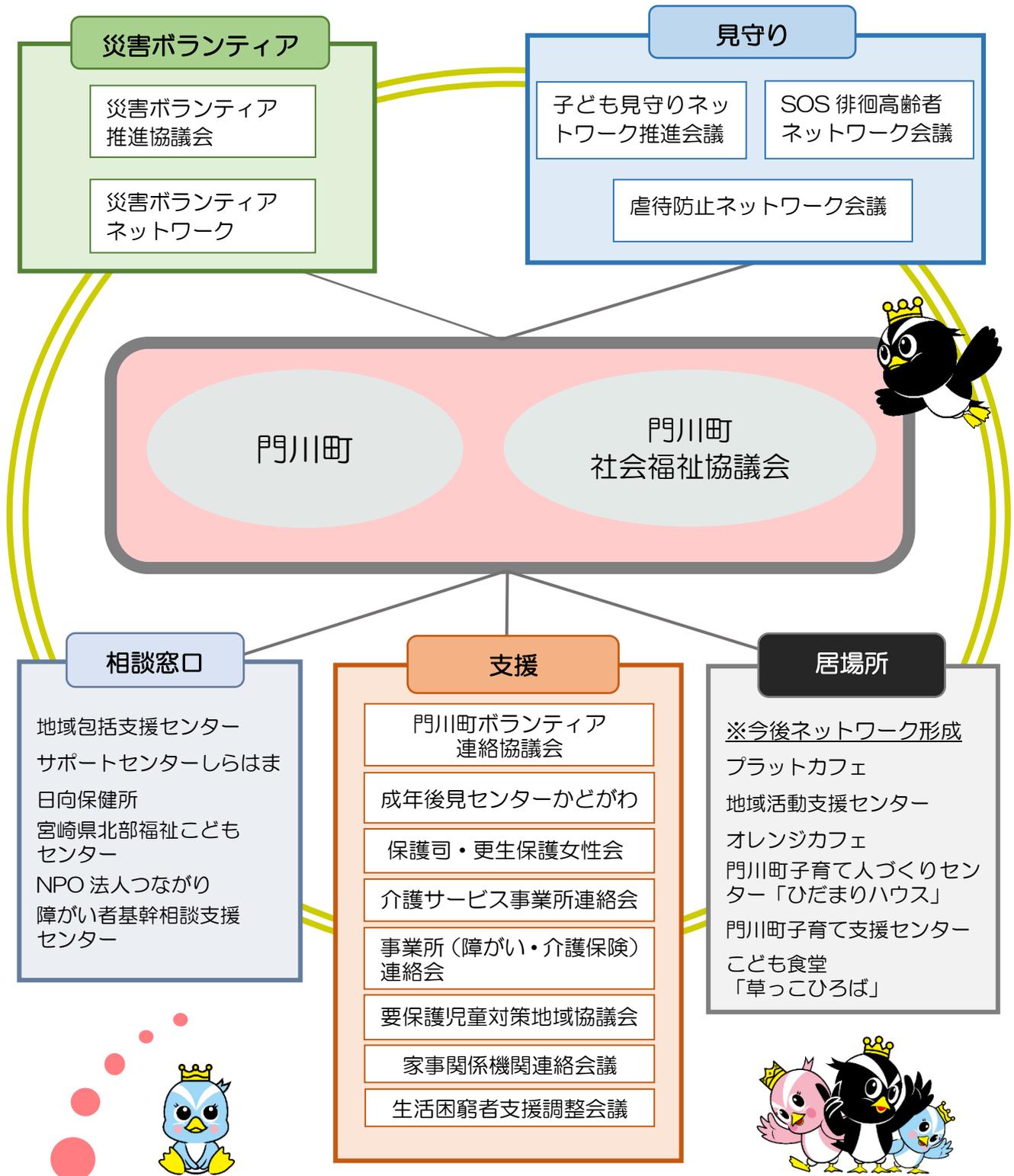
◆社会福祉協議会が取り組む事業◆

内容	新規	年 度				
		R8	R9	R10	R11	R12
こども見守りネットワーク推進会議の開催【再掲】		○	○	○	○	○
災害ボランティア推進協議会の開催【再掲】		○	○	○	○	○
生活困窮者支援調整会議の参加		○	○	○	○	○
重層的支援体制整備事業に関する会議の参加		○	○	○	○	○
家事関係機関*連絡会議の参加		○	○	○	○	○
事業所（障がい者・介護保険）連絡会の開催		○	○	○	○	○
介護サービス事業所連絡会の開催		○	○	○	○	○
保健・医療・福祉関係機関の連携		○	○	○	○	○
地域住民及び福祉団体等との連携		○	○	○	○	○

*家事関係機関とは

家庭裁判所が扱う家事事件（離婚、相続、親権、成年後見など）の処理に関して、調査、相談、福祉的な支援、その他の面で協力・連携を行う外部機関や専門職団体の総称です。単に裁判所だけで解決できない、生活支援や福祉の視点が必要な場合に連携します。

・・・ ネットワークのイメージ図 ・・・



持続可能な社会福祉協議会の地域福祉行動計画

近年、少子高齢化の進行、個人や世帯が抱える課題の複雑化・多様化、新型コロナウイルス感染症の影響など、社会状況は急速に変化しています。このような状況に対応するため、地域福祉の計画策定が喫緊の課題となっています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、共に地域福祉の推進を目的としています。これらの計画を一体的に策定することで、行政と住民、地域福祉活動団体、ボランティア、そして事業所などの役割と連携が明確になり、実効性のある計画づくりが可能になります。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する主要な団体として、多岐にわたる活動に取り組んでいます。地域住民の参加を促し、福祉教育や広報啓発、災害時支援、ボランティア活動の振興などを通じて、住民一人ひとりの助け合いの気持ちを高め、地域に福祉の輪を広げています。こうした取組は、地域における支え合い活動の充実に繋がっています。

そのため、社会福祉協議会は、地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定において極めて重要な役割を担っています。

地域福祉をさらに推進するためには、社会福祉協議会自身の事業運営や経営に関する明確なビジョンと目標が不可欠です。多くの社会福祉協議会は、地域福祉の推進、人材育成、経営基盤の強化、人事労務の改善などを重点項目に掲げ、持続可能な事業運営を目指しています。

具体的には、外部環境（社会福祉制度、地域の福祉課題、福祉サービスの状況、住民参加の取組など）を丁寧に把握・検討するとともに、社会福祉協議会自身の組織体制、事業内容、職員の推進体制、財務状況などを十分に考慮した上で、具体的な取組を進めていく必要があります。

地域福祉総合計画の推進に向けて、社会福祉協議会は以下の4つの目標に基づき、各事業の年次計画を策定し、実行します。

目標1 運営基盤の安定化

組織、財務、事業の運営基盤を強化し、将来にわたって地域福祉を推進する中核的な団体としての役割を十分に果たせるように、経営の安定化を図ります。

目標2 人材育成と確保

地域福祉活動を支える「人」の力は不可欠ですが、人材不足や新たな活動者の発掘が課題となっており、人と人、人と場の的確に結ぶコーディネーターの育成を進めます。

目標3 業務の効率化と透明性の確保

新しい機器やシステムの導入による業務効率化や、情報漏洩や金銭に関する不祥事への対策強化など、リスク管理体制の強化に取組、また、社会福祉法人としての運営の透明性を図り、住民や関係機関からの信頼を高めます。

目標4 計画の実行性と継続性

過去の計画において、当初の目標通りに進まなかった事業や組織体制の見直しが必要なケースもあり、計画の実行性を高めるための進捗管理や評価体制の強化に取組ます。

第4章 地域福祉の総合的な展開

【継続可能な社会福祉協議会の推進計画】

	重点施策	内容	新規	年度					財源	運営主体
				R7	R8	R9	R10	R11		
目標1 運営基盤の安定化	理事会、評議員会の充実	社協理事・監事の委嘱		改選		改選		改選	社協	社協
		社協評議員の委嘱		改選			改選	社協	社協	
		研修会の実施（役員研修）		○	○	○	○	○	社協	社協
	福祉センターの指定管理の受託	福祉センターの適正な管理の充実		指定	指定	指定	指定 入札		町	社協
		福祉センター設備の適正な管理と点検		○	○	○	○	○	町	社協
	住民の社協事業に対する理解を高める活動	"地区住民に対する社協事業・活動の情報提供 (社協会費・共同募金)"		○	○	○	○	○	社協	社協
		社協だよりの発行		○	○	○	○	○	社協	社協
		地区福祉推進委員会での社協事業の紹介		○	○	○	○	○	社協	社協
		社協パンフレットの活用と見直し		○	○	○	○	○	社協	社協
	社協財源に関する検討	コストシミュレーション（経費削減への取組）		○	○	○	○	○	社協	社協
		内部監査、外部監査（税理士等）による指導		○	○	○	○	○	社協	社協
		社協会員制度の実施（社協会費）		○	○	○	○	○	社協	社協
		一般寄付・香典返し寄付の受入		○	○	○	○	○	社協	社協
		共同募金運動の実施 ・配分事業の実施 ・街頭募金活動の実施		○	○	○	○	○	社協	社協
	目標2 人材の育成と確保	適正な人員配置	働き方改革の取組		○	○	○	○	○	社協
職員の専門資格の取得支援				○	○	○	○	○	社協	社協
障がい者雇用に関する取組				○	○	○	○	○	社協	社協
職員の資質向上		年次ごとの研修計画の作成		○	○	○	○	○	社協	社協
		外部研修への積極的な参加		○	○	○	○	○	社協	社協
		オンラインを使った研修の充実		○	○	○	○	○	社協	社協
		採用時研修の充実と推進		○	○	○	○	○	社協	社協
		内部研修会の充実		○	○	○	○	○	社協	社協
働きやすい職場の環境づくり		仕事と家庭の両立支援の取組		○	○	○	○	○	社協	社協
		メンタルヘルスに関する取組		○	○	○	○	○	社協	社協
		社会保険労務士による相談の実施		○	○	○	○	○	社協	社協
		福利厚生の実施への取組（互助会運営委員会の実施）		○	○	○	○	○	社協	社協
事業実施体制の改善		業務マニュアルの見直しと改善		○	○	○	○	○	社協	社協
		制度改革に対応できるサービス内容の見直し		○	○	○	○	○	社協	社協
		定年制度に関する検討		○	○	○	○	○	社協	社協
	適正な職員体制の確立		○	○	○	○	○	社協	社協	
	再雇用制度による有資格者の活用		○	○	○	○	○	社協	社協	
目標3 業務の効率化と透明性の確保	事務処理の合理化	"諸規程の整備と見直し（情報公開規程、入札規程他）"		○	○	○	○	○	社協	社協
		I C T（情報通信技術）・AIの活用	○	○	○	○	○	社協	社協	
		進行管理表による業務の見直し		○	○	○	○	○	社協	社協
	情報公開の充実	社協だよりの発行（月1回）【再掲】		○	○	○	○	○	社協	社協
		社協だよりの編集委員会の開催		○	○	○	○	○	社協	社協
		事業計画書、事業報告書の作成と公開		○	○	○	○	○	社協	社協
		社協パンフレットの配布		○	○	○	○	見直	社協	社協
		ホームページの更新		○	○	○	○	○	社協	社協
	苦情対応への取組の充実	苦情解決委員の設置		○	○	○	○	○	社協	社協
		苦情解決委員の周知		改選		改選		改選	社協	社協
		苦情解決委員研修の参加		○	○	○	○	○	社協	社協
		苦情受付責任者・担当者の配置		○	○	○	○	○	社協	社協
目標4 計画の実行性と継続性	総合計画の推進と行政との連携	門川町地域福祉総合計画の策定と見直し				中間 評価		策定	社協	社協
		第6次門川町地域福祉活動計画の推進	○	○	○	中間 評価		策定	社協	社協
		第7次門川町地域福祉活動計画の策定	◎					策定	社協	社協
		社会福祉協議会事業推進計画の作成		○	○	○	○	○	社協	社協
		住民に対するアンケート調査の実施					実施		社協	社協
		年次の重点目標の設定		○	○	○	○	○	社協	社協
		福祉課との合同会議の実施		○	○	○	○	○	社協	社協

計画の策定体制

1 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員

	委員名	所属・職名
1	川崎 順子	九州医療科学大学 教授
2	森迫 研晴	社会福祉法人ひまわり会 特別養護老人ホーム『大地』施設長
3	佐々木 智子	社会福祉法人ひまわり会 児童発達支援センターあさひ学園 園長
4	内山田 善信	地区会長・自治公民館長連合会 会長
5	藤田 結	民生委員・児童委員協議会 副会長
6	濱田 繁	ボランティア連絡協議会 会長
7	津隈 ミサオ	高齢者クラブ連合会 会長
8	牧野 喜代美	障がい者連絡協議会 役員
9	日吉 江里子	婦人団体連絡協議会 会長
10	鈴木 重徳	校長会 会長
11	中川 英子	門川町民代表
12	川越 直美	社会福祉法人 友隣会 ワークセンター悠々工房 施設長
13	川口 康彦	NPO法人地域支援センターつながり 相談員
14	森川 春夫	延岡保護司会 門川支部長
15	木代 佳美	門川町副町長

資料編

2 事務局

門川町

	氏名	所属・職名
1	大澤 陽一	門川町役場福祉課 課長
2	片平 賢太郎	門川町役場福祉課 課長補佐
3	白木 隆士	門川町役場福祉課 係長

門川町社会福祉協議会

	氏名	所属・職名
1	倉橋 幹太	門川町社会福祉協議会 事務局長
2	岩田 千種	門川町社会福祉協議会 事務局長次長 兼 地域福祉課課長

資料編

○門川町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成26年3月31日
告示第7号

(設置)

第1条 門川町における多様な福祉課題について公民協働による解決を図り、充実した地域福祉の実現に向けた門川町地域福祉計画を策定するため、門川町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町民代表
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、計画が策定されるまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開会することができない。

3 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 策定委員会の委員が会議等に出席したときは、門川町の非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第23号）の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(報告)

第7条 会長は、策定委員会の審議の結果を町長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉課において所管する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第33号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

令和 8 年 3 月

門川町地域福祉総合計画

第 4 次門川町地域福祉計画

第 6 次門川町社会福祉協議会地域福祉活動計画

門川町

〒889-0696

住所：宮崎県東臼杵郡門川町平城東 1 番 1 号

電話：0982-63-1140 FAX：0982-63-1356

ホームページアドレス [http// www.town.kadogawa.lg.jp/](http://www.town.kadogawa.lg.jp/)

門川町 社会福祉協議会

〒889-0605

住所：宮崎県東臼杵郡門川町庵川西 6 丁目 6 0 番地

電話：0982-63-7210 FAX：0982-63-0955

ホームページアドレス [http// kadogawa-shakyo.org/](http://kadogawa-shakyo.org/)
